

担当主務課										事業実施事務所									
課長		技術(総括補佐)		班長		担当		所長		技術(総括)兼次長 技術副参事		技術(総括)兼次長 技術副参事		班長		副班長		設計者	

## 委託業務仕様書

事業年度	令和元年度	委託業務番号	令和元年度長契県道環08101-C01号
委託業務名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託 実施 仕様書		
路線名 河川名 港湾名	(国)284号外		
委託業務の場所	気仙沼市大林地内外		
履行期間	契約締結日の翌日	～	令和3年3月31日 まで 日間

### 業務概要

別紙のとおり

## 業務概要

道路管理延長

L= 88.0 km

道路巡回工

N= 126 回

舗装工

一式

区画線工

一式

道路清掃工

一式

道路除草工

A= 120,000 m<sup>2</sup>

応急処理工

一式

除融雪工

一式



# 道路管理業務委託 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本特記仕様書は気仙沼土木事務所管内における道路管理業務委託(以下「本業務」という。)に適用する。

### 第2条 関係図書

本業務は、本特記仕様書の他「共通仕様書(I, II)」「設計マニュアル」(宮城県土木部制定)その他施工管理・品質管理上必要な関係図書により行う。

## 第2章 業務概要

本業務は別途「宮城県道路パトロール特記仕様書」「同共通仕様書」及び下記事項を十分参照の上業務を行うこと。

### 第3条 道路パトロール

- 1)通常昼間巡回は月曜・木曜の週2回を原則とし、実施日を変更したい場合は事前に監督員の了解を得ること。ただし、実施間隔を4日以上空けてはならない。また、夜間巡回は原則月1回とする。
- 2)異常時巡回は、震度4以上の地震時には自発的に行うこととし、大雨警報発令時は降雨が小康状態になった時点で実施することを原則とする。なお、巡回回数は実績により変更を行う。
- 3)その他、事故や苦情等での緊急巡回の指示ある場合は速やかに対応すること。扱いは異常時と同様とする。
- 4)道路パトロールは道路施設の異常の有無や道路工事での安全管理状況、路上支障物等を調査確認のこと。巡回車両及び携帯物は共通仕様書に依ること。

### 第4条 パトロール結果報告

- 1)パトロール日誌  
巡回内容は日誌(共通仕様書様式)に記録し、位置図・写真を添付して当日中に監督員あて報告(メール)すること。
- 2)異常箇所報告  
異常箇所は「異常箇所報告書」に記載し、位置図・写真等添えて監督員へ報告のこと。

### 第5条 補修作業

巡回や苦情等で確認された異常箇所の補修または修繕工事については、監督員と協議のうえ速やかに着手できるよう努めること。なお、ポットホール及び路面段差等直接事故につながるような異常を確認した際は至急応急処置を行うことを原則とし、その都度カラーコーン等最低限の安全対策は行うこと。

### 第6条 緊急作業

当業務内において、事故や災害等による突発的な事象に対し緊急作業を指示することがあるので予め了承すること。また、その際には監督員と協議のうえ速やかに着手できるよう努めること。

### 第7条 指示・報告について

職員や関係機関、一般住民等からの通報や巡回などで、現地調査や応急・補修作業が必要と認められた場合の指示や報告については、下記様式にて通知または報告を行うこととする。

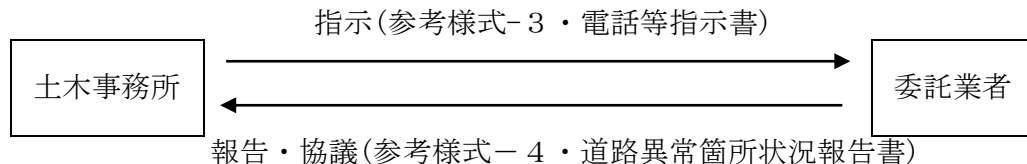
#### 1)「電話等指示書」(参考様式-3)

下記事項などで調査や現地確認を依頼する場合当所から「参考様式-3」により指示する。

- ・大雨時や災害、事故等による通行規制、施設破損等による緊急作業が必要となった場合。
- ・苦情などで現地確認を必要とする場合。
- ・国家的行事等に伴う皇族、要人等が通過する経路の特別巡回及び待機が必要な場合。
- ・小規模な部分改良工事や施設点検など、新たな作業が必要となった場合。

2) 「道路異常箇所状況報告書」(参考様式-4)

通常巡回等での異常箇所発見や、上記指示があった場合の現地状況については「参考様式-4」により監督員まで報告のこと。  
また、新たな作業や点検の増工により再委託が必要となった場合には、監督員と協議のうえ「一部再委託承諾願(注文書含めて)」など提出のこと。



第8条 巡回時の留意点(概要)

巡回は下記内容を参考に点検を行うこと。

1) 路面法面

- ・車道・歩道面の穴、クラック、凹凸等の調査(異常確認箇所は黄色マーキングする。)
- ・切土、盛土法面状況の把握。特に大雨後の法面変化をよく調査のこと。
- ・木枝や草生え状況の把握と支障枝の伐採。

2) 排水施設

- ・側溝蓋や樹蓋の機能、降雨後の通水状況などの調査
- ・路肩冠水箇所は排水施設へ流れるよう路肩土はね等行うこと。

3) 交通安全施設

- ・歩車道境界ブロック、デリニエーター、標識、照明灯、防護柵等の施設の調査。特に老朽した施設について報告のこと。

4) トンネル、橋梁(ボックス含む)、歩道橋等構造物における添架物、漏水、クラック等の調査。

5) 事故発生が認められた場合は所轄警察署へ事故者の確認等行うこと。

6) 苦情等で早急に現地調査を依頼する場合があるので十分対処のこと。

7) 工事箇所における保安施設設置の適否について(特に夜間巡回時に調査のこと。)

第9条 提出書類

1) 契約後監督員へ速やかに提出のこと。

- ・業務計画書 1部(業務に関する指示書及び変更契約毎に提出)
- ・責任者名簿及び現場代理人、主任技術者、道路監理補助員、運転手等の通知書の提出  
(責任者名簿：第1～第3者の自宅及び携帯電話番号記入)

2) 関係警察署との協議

業務に際し、速やかに所轄警察署と道路交通法第77条(道路使用許可)に係る協議を行うこと。

3) 一部再委託承諾願

専門業者に作業を委ねる場合は、注文書(案)を添え事前に監督員に提出し、承諾を得ること。  
特に、照明灯や標識等修繕、トンネル内清掃・点検等作業について、専門業者に作業を委ねる場合は監督員へ提出のこと。

- 4) 出来高報告書  
毎月7日までに前月の出来高について集計を行い監督員に提出のこと。  
・ 出来高報告書  
・ 雑作業集計表

#### 第10条 建設副産物等の処理

- 1) 処理の方法等  
建設廃棄物等が発生した場合は、「建設廃棄物処理計画」を作成して監督員の承諾を得ること。また、建設廃棄物処理後は、速やかに建設廃棄物等処理結果報告書、マニフェスト、処理状況写真を監督員へ提出すること。
- 2) 除草で生じた刈草について  
原則現地還元（刈払いのみ）とし、刈草の飛散等による危険を生じる箇所（市街地部や人家連単部）のみ集積、処分とする。

#### 第11条 安全・訓練等の実施及び報告

業務着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択して安全・訓練等を実施すること。また施工に先立ちその計画を履行計画書に明記し監督員へ提出すること。

- 1、安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 2、本業務内容の周知徹底
- 3、土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- 4、本業務における災害対策訓練
- 5、本業務現場で予想される事故対策
- 6、その他、安全・訓練等として必要な事項

#### 第12条 業務における留意事項

- 1) 写真管理  
異常状況や補修作業等は、現状、計測、補修状況など内容が把握できるよう写真管理のこと。
- 2) 交通管理  
巡回中及び補修作業中は交通安全確保に努め、交通整理員を適宜配置して重機の誘導の他、通行車両や歩行者の安全誘導を図ること。
- 3) 安全管理  
巡回中及び補修作業中は諸法令を遵守し、事故等の未然防止を図るよう作業環境の管理を徹底すること。
- 4) その他  
業務中は沿線住民とのトラブル等は避け、判断できない事項は監督員や道路管理班職員へ相談し指示を仰ぐこと。

### 第3章 その他

#### 第13条 身分証明書の発行

受託者は契約後速やかに身分証明書交付願を提出すること。これにより交付された身分証明書は、業務中必ず携帯し、提示を求められた場合は提示のこと。なお、業務完了後は返却すること。

#### 第14条 その他

- 1) 本業務では業務区間の一部について、道路付属物点検を実施することとし、契約後受発注者協議により変更で計上することとする。
- 2) 時間外、深夜、早朝に緊急的に対応を依頼したり、台風や大雨など気象状況によっては待機を依頼する場合もあるので予めご了承ください。
- 3) その他業務について疑義がある場合は監督員と協議のこと。

4) 雑作業の構成は別添の作業数量（推定）にて計上している。精算は実際の作業実績により変更を行う。ただし、雑作業により作業を行う場合は、事前に監督員と協議すること。

5) この発注案件は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法及び同法施行令に基づき定めた長期継続契約対象業務として、年度開始前に契約手続を進めているもの。  
この発注案件に係る歳出予算が不成立となった場合、発注者は入札の中止や契約解除を行う。

令和 \_\_\_\_\_ 年度 道路パトロール日誌 (昼間)

業務実施市町村等名 :

令和 年 月 日 ( )	天候 :	道路監理	業務番号	受託者
出発時間	帰所時間	補助員氏名 :	業務の名称	現場代理人
:	:	" :	パトロール路線名	
出発時距離数	帰所時距離数	実走行距離	路線番号 ①	②
km	km	km	路線名	③
経路	午前		路線番号 ⑥	⑦
路線番号	午後		路線名	⑧
				⑨
				⑩

道路パトロール状況及び対応内容

No.	路線番号 道路台帳番号	市町村名 地名(目標物等)	確認時刻	パトロール確認事項		対応時間(分)	対応内容	関係機関連絡先 連絡内容	措置確認 完了月日	備考 (状況報告書 NO)
				区 分	具体的状況					
1	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物			作業 : 完了・未実施			
	-			<input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			内容 : 常温合材で補修			
2	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物			作業 : 完了・未実施			
	-			<input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			内容 :			
3	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物			作業 : 完了・未実施			
	-			<input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			内容 :			
4	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物			作業 : 完了・未実施			
	-			<input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			内容 :			
5	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物			作業 : 完了・未実施			
	-			<input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			内容 :			
6	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物			作業 : 完了・未実施			
	-			<input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			内容 :			
7	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物			作業 : 完了・未実施			
	-			<input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			内容 :			
8	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物			作業 : 完了・未実施			
	-			<input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			内容 :			
9	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物			作業 : 完了・未実施			
	-			<input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			内容 :			
10	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物			作業 : 完了・未実施			
	-			<input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			内容 :			
11	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物			作業 : 完了・未実施			
	-			<input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			内容 :			
12	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物			作業 : 完了・未実施			
	-			<input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			内容 :			

注1) パトロール確認事項の区分欄は、共通仕様書第5条のパトロール項目に対応している。

注2) 状況報告項目が多い場合は別様にて追加提出すること。



令和 年度 道路パトロール日誌（昼間）

参考様式－２－Ａ

道路パトロール状況及び対応内容										
No.	路線番号	市町村名	確認時刻	パトロール確認事項		対応時間(分)	対応内容	関係機関連絡先 連絡内容	措置確認 完了月日	備考 (状況報告書 NO)
	道路台帳番号	地名(目標物等)		区 分	具体的状況					
13	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物 <input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			作業：完了・未実施 内容：			
	—									
14	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物 <input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			作業：完了・未実施 内容：			
	—									
15	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物 <input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			作業：完了・未実施 内容：			
	—									
16	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物 <input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			作業：完了・未実施 内容：			
	—									
17	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物 <input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			作業：完了・未実施 内容：			
	—									
18	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物 <input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			作業：完了・未実施 内容：			
	—									
19	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物 <input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			作業：完了・未実施 内容：			
	—									
20	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物 <input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			作業：完了・未実施 内容：			
	—									
21	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物 <input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			作業：完了・未実施 内容：			
	—									
22	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物 <input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			作業：完了・未実施 内容：			
	—									
23	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物 <input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			作業：完了・未実施 内容：			
	—									
24	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物 <input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			作業：完了・未実施 内容：			
	—									
25	号			<input type="checkbox"/> 道路本体 <input type="checkbox"/> 道路附属物 <input type="checkbox"/> 工事現場管理 <input type="checkbox"/> 不法占用			作業：完了・未実施 内容：			
	—									

注1) パトロール確認事項の区分欄は、共通仕様書第5条のパトロール項目に対応している。

# 電話等指示書（指示書・協議書）

参考様式－3

業務番号		箇所名	市・町・村	地内	位置図・住宅地図  (別添も可)
受託者		現場代理人		印	
路線名	( )				
指示月日	令和 年 月 日 ( )	指示方法	TEL・FAX・現地・その他		
発信者		受信者			
事務所指示内容					状況・対応写真（重ね合わせ）
処置・対応内容					
対応月日	令和 年 月 日	対応者名			
確認月日	令和 年 月 日	確認者名			

# 道路異常箇所状況報告書

参考様式 - 4

業務番号		箇所名	市・町・村 地内	位置図・住宅地図  (別添も可)
受託者		現場代理人	印	
路線名	( )			
指示月日	令和 年 月 日 ( )	指示方法	電話・現地・その他	
発信者		受信者		
異常状況報告内容				状況・対応写真 (重ね合わせ)
事務所指示内容				
対応・処理内容				
対応月日	令和 年 月 日	対応者名		
確認月日	令和 年 月 日	確認者名		

# 出来高報告書

工種	名称規格	単位	単価	3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		12月		1月		2月		3月		合計			
				数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
巡視・巡回工	(昼間)	(回)																													
〃	(夜間)	(回)																													
〃	(昼間緊急)	(回)																													
〃	(夜間緊急)	(回)																													
舗装打ち換え工	舗装切断	m																													
〃	舗装破碎	m <sup>2</sup>																													
〃	搬運搬処理	m <sup>3</sup>																													
〃	上層路盤	m <sup>2</sup>																													
〃	表層	m <sup>2</sup>																													
舗装補修工	パッチング(加熱型)	t																													
〃	パッチング(常温型)	t																													
区画線工	溶融式(実線15cm)	m																													
道路清掃工	路面清掃(路肩:多い)	km																													
〃	路面清掃(歩道:多い)	m <sup>2</sup>																													
排水施設清掃工	側溝清掃(人力)	m																													
道路付属物清掃工	視線誘導標清掃	本																													
除草工	除草(集草・処分)	m <sup>2</sup>																													
〃	除草(除草のみ)	m <sup>2</sup>																													
〃	刈草処分	t																													
応急処理作業工	雑作業	式																													
処分費	CO塊無	t																													
	CO塊有	t																													
直接工事費																															
安全費	交通誘導員B(昼間)																														
	交通誘導員B(夜間)																														
	交通誘導員A(昼間)																														
	交通誘導員A(夜間)																														
運搬費																															
共通仮設費																															
純工事費																															
現場管理費																															
工事原価																															
一般管理費																															
工事価格																															
消費税																															
工事費(設計額)																															

請差	工事費(設計額)	
	請負工事費	
	当初請負額	
	出来高率	#DIV/0!





令和00年度 長契県道環000000-C01号 道路管理業務委託

●舗装工

雑 作 業 日 別 集 計 表 (○月期)

○労務費

路線名	地名・目標物	工種	業務内容	日付	労務費					合計	
					土木一式 世話役	特殊運転手	一般運転手	特殊作業員	普通作業員		
〇〇線	〇〇市 〇〇〇〇 地内	舗装工			同日に2箇所以上実施した 際は、日集計せず項目毎に 区別して記入すること。		人	人	人		
0件					計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
					単価	0円	0円	0円	0円	0円	労務費 小計
					金額	0円	0円	0円	0円	0円	0円

○機械経費

路線名	地名・目標物	工種	業務内容	日付	機械経費					合計	
					使用する規格まで記入						
					台/日	台/日	台/日	台/日	台/日		
〇〇線	〇〇市 〇〇〇〇 地内	舗装工									
					計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
					単価	0円	0円	0円	0円	0円	機械経費 小計
					金額	0円	0円	0円	0円	0円	0円

○材料費

路線名	地名・目標物	工種	業務内容	日付	材料費					合計	
					寸法・規格等詳細に記入						
					原則として公表価格及び 建設物価、積算資料に基 づく単位で集計すること。						
〇〇線	〇〇市 〇〇〇〇 地内	舗装工									
					計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
					単価	0円	0円	0円	0円	0円	材料費 小計
					金額	0円	0円	0円	0円	0円	0円

合計	0円
----	----

令和00年度 長契県道環000000-C01号 道路管理業務委託

●排水施設工

雑 作 業 日 別 集 計 表 (○月期)

○労務費

路線名	地名・目標物	工種	業務内容	日付	労務費						
					土木一式 世話役 人	特殊運転手 人	一般運転手 人	特殊作業員 人	普通作業員 人		
〇〇線	〇〇市 〇〇〇〇 地内	排水施設工									
0件				計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
				単価	0円	0円	0円	0円	0円		労務費 小計
				金額	0円	0円	0円	0円	0円		0円

同日に2箇所以上実施した  
際は、日集計せず項目毎に  
区別して記入すること。

使用する規格まで記入

○機械経費

路線名	地名・目標物	工種	業務内容	日付	機械経費						
					台/日	台/日	台/日	台/日	台/日		
〇〇線	〇〇市 〇〇〇〇 地内	排水施設工	側溝清掃								
				計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
				単価	0円	0円	0円	0円	0円		機械経費 小計
				金額	0円	0円	0円	0円	0円		0円

寸法・規格等詳細に記入

原則として公表価格及び  
建設物価、積算資料に基  
づく単位で集計すること。

○材料費

路線名	地名・目標物	工種	業務内容	日付	材料費						
〇〇線	〇〇市 〇〇〇〇 地内	排水施設工									
				計	0.00	0.00					
				単価	0円	0円					材料費 小計
				金額	0円	0円					0円

合計	0円
----	----







# 宮城県道路パトロール共通仕様書

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1条 この共通仕様書は、宮城県土木部が発注する道路維持管理業務のうち、道路巡回工に適用する。

委託業務内容説明書（現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書を含む）及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

### (業務の目的)

第2条 道路パトロールは、道路が常時良好な状態に保たれるよう道路の利用状態を把握し、道路の異常及び不法占用等に対して、適宜の措置を講ずるとともに、道路管理上に必要な情報及び資料を収集することを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 1. この共通仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」の定義は次の各号の定めるところによる。

(1) 「指示」とは、監督職員が受注者に対して業務に関する方針、基準または計画等を示し実施させることをいう。

(2) 「承諾」とは、受注者が監督職員に報告した事項について、監督職員が同意することをいう。

(3) 「協議」とは、発注者と受注者が対等な立場で合議し結論を得ることをいう。

2. この共通仕様書において、「監督職員」「主任技術者」「現場代理人」「道路監理補助員」「運転手」の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) 「監督職員」とは、この業務に係る作業業務委託契約書（以下「契約書」という。）第7条に定めるものとする。

(2) 「主任技術者」「現場代理人」とは、契約書第8条及び第9条に定めるものとする。

(3) 「道路監理補助員」「運転手」とは、第8条のパトロール実施計画書に基づき道路パトロール業務を履行するものをいう。

## 第2章 業 務 内 容

### (パトロールの区分及び定義)

第4条 1. パトロールの区分は、通常パトロール、異常時パトロール、その他パトロールとし、その定義は次の各号のとおりとする。

2. 通常パトロールとは、平常時における道路及び道路の利用状況を把握するために行うパトロールをいう。

3. 異常時パトロールとは、台風、豪雨、豪雪、地震等により、交通障害若し

くは災害が発生した場合、またその恐れがある場合の道路及び道路の利用状況を把握し、適切な措置を講ずるために行うパトロールをいう。

4. その他パトロールとは、夜間、交通事情等に基づき道路及び道路の利用状況を把握 するために行うパトロールをいう。

#### (通常パトロール)

第5条 通常パトロールは、主として次の各号に掲げる事項について、原則として週2回以上、パトロール車からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩により行うものとする。

- (1) 道路及び道路の附属物
- (2) 道路工事等の施工箇所における保安施設の設置状況及び交通処理状況
- (3) 道路隣接の工事等が道路に及ぼしている影響
- (4) 道路の占用の状況等

#### (異常時パトロール)

第6条 異常時パトロールは、必要に応じてパトロール車内からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩により行うものとする。

#### (その他パトロール)

第7条 その他パトロールは、主として次に掲げる事項について、原則として月1回以上、パトロール車内からの目視により行うものとし、必要がある場合は徒歩により行 うものとする。

- (1) 照明施設
- (2) 交通安全施設(道路標識、視線誘導標、区画線等)
- (3) 道路工事等の施工箇所における保安施設の設置状況及び交通処理状況

#### (業務計画書)

第8条 1. 受注者は、契約後速やかに業務の実施体制等を記載した業務計画書 を作成し監督職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度、変更業務計画書を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

#### (主任技術者及び現場代理人)

第9条 主任技術者及び現場代理人は業務の適正な履行を確保、実施するため、道路監理補助員及び運転手を指導、監督しなければならない。

#### (道路監理補助員及び運転手)

第10条 1. 受注者は、道路監理補助員及び運転手を定め、その氏名その他必要な事項を監督職員に通知しなければならない。道路監理補助員及び運転手を変更したときも、同様とする。

2. 道路監理補助員は、道路管理の任務を十分に果たし得る者とする。

3. 道路監理補助員は、前条に規定する主任技術者及び現場代理人を兼ねることができる。

(業務)

- 第 11 条 1. 主任技術者及び現場代理人は、本共通仕様書、特記仕様書等で示された義務の適正な履行の確保に努めなければならない。
2. 道路監理補助員は、業務計画書に基づきパトロールを行い、その任務の履行に努めるものとする。
3. 運転手は、安全運転に専念するものとする。
4. 業務の履行にあたっては、関係法令等を十分に理解しておくものとする。

(業務の履行)

- 第 12 条 1. 受注者は、業務計画書により委託業務を履行するものとする。
2. 発注者は業務の都合により必要があると認めるときは、第 1 項に定める以外においても業務を履行させることができるものとする。

(パトロール記録等)

- 第 13 条 パトロールの記録は次の各号によるものとする。
- (1) パトロールにより把握した事項、措置した事項についてパトロール日誌に記載し監督職員に報告するものとする。
- (2) パトロール日誌等の様式は、定められた書式によるものとする。
- (3) パトロール時に発見した異常箇所については、箇所毎に道路異常箇所状況報告書を作成し、監督職員に提出するものとする。

### 第 3 章 運 転 業 務 内 容

(業務車両)

- 第 14 条 業務車両は、所定の車両を使用するものとする。

(業務)

- 第 15 条 1. 業務の内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 車両の運行前点検
- (2) 車両の保守点検 (法定定期点検整備等)
- (3) 事故の処理に関する事務
2. 運転手は、車両運行について原則として業務計画書に基づき行うものとする。

(事故報告)

- 第 16 条 受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督職員に通報するとともに、監督職員が指示する期日までに「土木工事共通仕様書」に基づく「事故報告書」を監督職員に提出しなければならない。

(その他)

- 第 17 条 その他、定めなき事項や疑義が生じた事項については、発注者と協議するものとする。

# 宮城県道路パトロール特記仕様書

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、道路管理業務委託内の道路巡回工に適用する。

### (貸付図書)

第2条 受注者は、発注者から貸付を受けた図書（パトロールに必要な図書関係等）について、善良なる管理を行わなければならない。また、業務終了時には貸付図書等を返却、監督職員の確認を受けるものとする。

## 第2章 業 務 内 容

### (パトロール員等の資格)

第3条 道路監理補助員及び運転手は、概ね次のような資格を有する者のうちから選定するものとする。

- (1) 道路監理補助員は、道路の維持管理に関する業務の経験を有する者または、それと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とする。
- (2) 運転手は、普通免許以上の技能を有する者とする。

### (業務計画書の作成)

第4条 業務計画書には、パトロールを計画的、効率的に実施するため次の事項を記載するものとする。

- (1) 打合せ計画書
- (2) パトロール実施計画書
- (3) 各月の重点点検項目（舗装、排水、交安施設、法面状況等）
- (4) 連絡体制図
- (5) パトロール経路図
- (6) その他業務実施上の必要となる事項

### (パトロールの実施体制)

第5条 パトロールは、次の体制で実施することを原則とする。

- (1) 班編制は、1班2名（運転手含む）以上により実施する。
- (2) 通常パトロールは、月曜、木曜の週2回実施する。また、年末年始等休日が続く場合は必要に応じて休日も実施するものとする。
- (3) 夜間パトロールは、休日を除き月1回実施するものとする。
- (4) 異常時パトロールは、道路災害が発生した場合、又はその恐れがある場合に実施するものとする。

### (道路監理補助員の遵守事項)

第6条 道路監理補助員がパトロール時に遵守すべき事項は次のとおりとする。

- (1) パトロールは、パトロール車により黄色灯を点灯の上、調査速度で走行しながら目視で行うものを原則とし、必要に応じて徒歩により行うものとする。  
なお、調査速度は通常 20km/h、夜間等 30km/h、移動速度は 40km/h を標準とする。
- (2) 原則として通信機（無線電話、携帯電話等）を装備したパトロール車に搭乗し実施するものとする。また、出発と同時に通信機を開局し常時交信できるようにする。
- (3) パトロールの出発にあたり、パトロールに必要な車載常備機材の確認を行う等の十分な準備を行うものとする。
- (4) 実施する場合の服装は、道路上での緊急作業等が考えられるため、作業服、安全チョッキ、保安帽を着用するものとする。
- (5) パトロール中は発注者が発行する身分証明書を携帯し、関係者等から請求があったときはこれを提示するものとする。
- (6) パトロール中、適宜監督職員と連絡をとり現況報告を行う。
- (7) パトロール中道路等に異常を発見した場合には、速やかに監督職員にその状況を報告し指示を受け、交通の危険を防止するために交通規制等の必要な措置を講じるものとする。
- (8) 路面の破損（通称「穴ボコ」等）が今後発生するおそれのある事象を発見した時は、必ず写真撮影等その記録をする。
- (9) 道路工事における保安施設などの不備及び不法占用などを発見した場合には、速やかに改善を求めるものとする。

#### （業務の履行）

第7条 パトロール区分毎の実施は次のとおりとする。

- (1) 通常パトロールは、午前8時30分から午後5時の間に実施することを原則とする。なお業務の遂行上、必要がある場合は時間外においても行うものとする。
- (2) 異常時パトロールは、道路災害等が発生した場合又はその恐れがある場合及び監督職員の指示により行うものとする。なお、業務実施市町内で震度4以上の地震発生を確認した場合には、監督職員の指示に関わらず、パトロールを実施するものとする。
- (3) 夜間パトロールは、夜間における夜間性施設の状況把握を目的とするもので、午後10時までに完了することを原則とする。

#### （業務車両）

第8条 パトロールに使用する車両は、次の基準を満たすことを原則とする。

- (1) 色彩は、黄色（昭和36年日本塗料工業会標準色6-307）とする。
- (2) 側面には、「道路パトロール車」と明示する。
- (3) 車種は、排気量1500ccのライトバンを標準とする。

上記パトロール車が配置できない場合は通常車両でも可とする。その際は監督員へ報告すること。

(携行資器材)

第9条 パトロールの実施に際しては次の資器材を確認し、必要なものを携行するものとする。

名 称	資 器 材 内 容
道路管理資料	道路台帳付函等
記録・測定器	巻き尺、ポール、スタッフ、バリケード、カメラ カラスプレー（赤etc）
保安施設	セフテイコーン、バリケード、安全ロープ、保安灯、 ヘルメット、誘導棒
照明器具	懐中電灯
応急資器材	常温アスファルト合材等、凍結防止剤、石灰、袋
工 具	竹ぼうき、のこぎり、スコップ、
装着携帯品	身分証明書、筆記用具
通信機器	携帯電話等

(異常発見時の対処)

第10条 パトロールにおいて、異常があった場合には下記の手順により対処するものとする。

- (1) 黄色灯を点灯させたまま停車。
- (2) 降車時のヘルメットの着用。
- (3) 異常箇所状況調査。
- (4) その他
  - (イ) 異常箇所での対処方法は、日時、位置、箇所、状況等を記録する。
  - (ロ) 道路附属物損傷箇所等、確認した異常箇所については、確認済という意味でのカラスプレー吹き付け等により表示する。
  - (ハ) 写真撮影を行い異常箇所が大規模な場合、または道路附属物損傷箇所関係については、寸法等がわかるように2方向2枚以上撮影する。

(報告及び記録)

第11条 道路監理補助員は、業務終了後速やかに次の各号についてその報告をするものとする。

- (1) パトロール終了後、結果を遅滞なくパトロール日誌に記載し監督職員に報告する。併せて主任技術者または現場代理人に確認をうける。
- (2) 重要な事項については、次の巡回者に申し送りする。
- (3) 使用した資器材が不足又は損傷した場合は、補給又は代替え品を準備しておく。
- (4) 問題点等については、速やかに監督職員及び主任技術者、現場代理人と打ち合わせを行う。

(業務打合せ)

第12条 主任技術者及び現場代理人は、道路監理補助員の指導監督にあたり、打合せ計画に基づき次の各号について月1回、監督職員と打ち合わせを行い、その結果について相互に確認するものとする。

- (1) 業務の履行状況、実績数量の確認



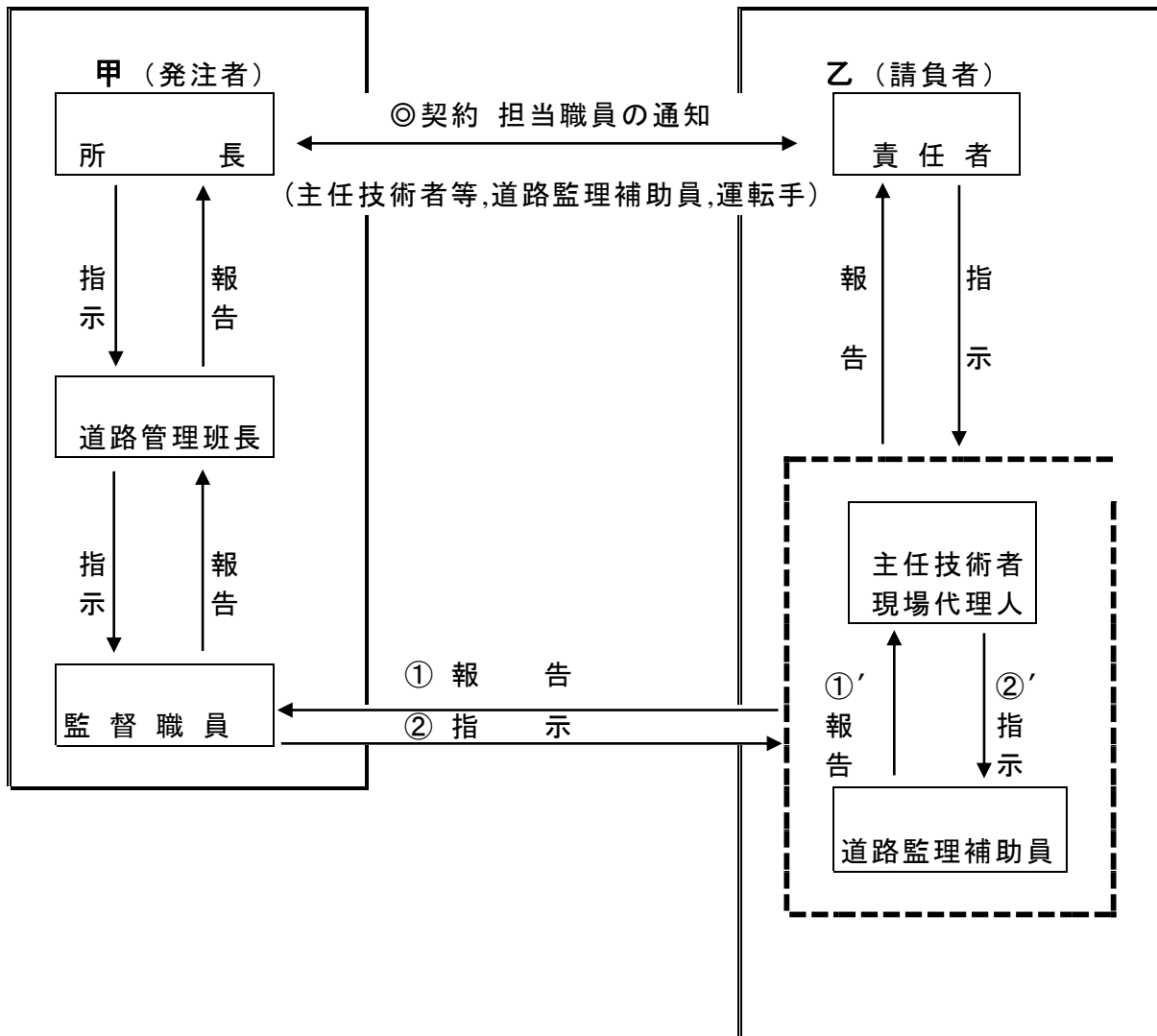
- (2) 今後の対応予定、業務進行内容の確認
- (3) その他業務実施上の必要となる事項

(その他)

第13条 監督員は、有事の際に道路啓開（放置車両の移動等）に関する指示を行う場合がある。

参 考

### 業務委託執行フロー



様 式

道路監理補助員等（変更）通知書

令和 年 月 日

（監督職員）

殿

受託者 住所  
氏名

印

令和 年 月 日付けで契約締結した 委託業務に  
ついて、共通仕様書第10条に基づき、道路監理補助員等を下記のとおり定め（変更し  
）たので、別紙経歴書を添えて通知します。

1 業務の名称	
2 業務の場所	

記

区 分	新	旧
道路監理補助員		
運 転 手		
変更年月日	令和 年 月 日	

注1：新規に定めた場合は（変更）・（変更し）を、変更の場合は（ ）と定めを実線で

消すこと。

注2：道路監理補助員、運転手を数名定めた場合は、適宜、欄を追加し記入すること。

# 道路除融雪業務委託共通仕様書

## 第1章 総 則

### 第1節 適 用

1. この共通仕様書（以下「仕様書」という。）は、宮城県土木部が発注する道路除融雪工の道路除融雪作業業務委託（以下「作業業務」という。）に適用するものとする。
2. この仕様書は、道路除融雪工として除雪作業、運搬排雪作業、凍結防止剤散布作業、雪道パトロール作業等について定めるものとする。
3. この仕様書は、一般仕様を示すものであり当該仕様書に定めのない事項については、共通仕様書（土木工事編Ⅰ）第1編共通編（以下「土木工事・共通編」という。）及びその他の規定によるものとする。

### 第2節 参考とすべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準等に基づき作業業務の履行に努めなければならない。

「道路除雪ハンドブック」	日本建設機械化協会	（平成 5年8月発行）
「道路維持修繕要綱」	日本道路協会	（昭和53年7月発行）
「新編防雪工学ハンドブック」	日本建設機械化協会	（昭和63年3月発行）
「道路防雪便覧」	日本道路協会	（平成 2年5月発行）
「道路除雪の手引き」	日本建設機械施工協会	（毎年度発行）
「道路除雪等計画書」	宮城県土木部	（毎年度発行）

## 第2章 一般事項

### 第3節 除融雪体制及び作業計画

1. 除融雪作業を円滑に実施するためには、交通に与える障害の規模と、これによって受ける社会的影響を考慮し、気象状況等によって臨機応変に変えられるような体制を整備するものとする。

このため、受注者は、作業計画を予め作成し監督職員の承諾を得るものとする。

2. 受注者は、作業計画に基づき除融雪作業における任務をよく認識し、発注者からの情報や指示に従い、諸法令を守り、円滑な冬期交通の確保に努めるものとする。

#### 3-1 除融雪計画書

1. 受注者は、土木工事・共通編での施工計画書にあたる業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

業務計画書への記載内容は、下記のとおりとする。

- (1) 業務概要
- (2) 現場組織表（作業要員の構成及び作業命令系統を含む）
- (3) 情報連絡体制（氏名、職名及び連絡方法）
- (4) 安全管理（除融雪機械の運転員の資格や講習の受講状況及び除融雪機械の

- 保険加入状況等)
- (5) 機械配置計画
- (6) 主要資材
- (7) 作業方法 (主要機械、仮設備計画等を含む)
- (8) 作業管理計画
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) その他

2. 受注者は、除融雪作業において、業務区間の通行制限を行う必要が生じた場合は、通行規制を行う前に監督職員と協議し実施しなければならない。

3. 除融雪作業における作業ごとの作業時間帯は、表一1に示すとおりとする。

表一1 作業区分及び時間帯区分

作業区分	作業時間帯
昼間	8時00分～20時00分
夜間	20時00分～8時00分

### 3-2 除融雪区分及び目標

1. 除融雪区分及び目標は、交通量を基準とし、道路構造及び路線の性格を勘案し、表一2に示すとおりとする。

2. 区分ごとの路線は、監督職員が指示するものとする。

表一2 区分及び目標

除融雪区分	日交通量の おおよその標準	目標
第1種	1,000台/日 以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保するものとする。 異常降雪時においては、降雪後約5日以内に2車線確保を図るものとする。
第2種	500～1,000 台/日未満	2車幅員確保を原則とするが、状況によって1車線幅員で待避所を設けるものとする。 異常降雪時においては、約10日以内に2車線又は1車線の確保を図るものとする。
第3種	500台/日 未満	1車線幅員を確保し、必要に応じて待避所を設けることを原則とする。 状況によっては、一時交通不能区間になってもやむを得ないものとする。

### 3-3 除融雪作業の定義

除融雪作業の定義は次のとおりとする。

- (1) 新雪除雪作業：新雪を除雪車により側方に排除する作業をいう。
- (2) 路面整正作業：路面における圧雪層を少なくし、路面の雪を平坦にする作業をいう。
- (3) 拡幅除雪作業：路側に排除された雪の堆積が高くなり、新雪排除作業が困難となって所要幅員が確保できなくなった場合に路側の雪を排除する作業をいう。
- (4) 運搬排雪作業：路面の雪又は両側の堆雪を、雪捨場等へ運搬して投棄する作業をいう。
- (5) 凍結防止剤散布等作業：塩化ナトリウム、塩化カルシウムなどの凍結防止剤を路面に散布し、路面の凍圧雪の融雪、凍結防止を図る作業をいう。
- (6) 歩道除雪作業：歩行者の安全と円滑な交通の確保を目的とし、歩道上の雪を排除する作業をいう。

### 3-4 除融雪作業の出動基準

出動基準は次の定めるところによる。

なお、(財)日本気象協会等の気象予報情報の入手に努め、出動の参考とするものとする。

- 1. 新雪除雪における除雪作業の出動基準は、表-3に示すとおりとする。

表-3 新雪除雪作業出動基準

作業区分	出動基準
昼間	新降雪深が、5～10cm以上となった時において、監督職員と協議の上開始するものとする
夜間	新降雪深が、5～10cm以上となった時に速やかに開始するものとする。

注) 担当する路線の除融雪区分及び目標を考慮して出動する。

2. その他の除融雪作業の出動基準は、表一４に示すとおりとする。

表一４ その他除融雪作業出動基準

作 業	出 動 基 準		備 考
	昼 間	夜 間	
路 面 整 正	夜間(右記)と同様とする。 なお、監督職員と協議の上、実施するものとする。	路面に残雪が多く、放置すると交通困難な状態となる恐れがある場合に実施するものとする。	連続降雪による圧雪成長を防止し、圧雪許容限界の10cmを確保するよう処理するもの。
拡 幅 除 雪	1.夜間(右記)と同様とする。 2.夜間(右記)と同様とする。 3.前項1及び2とも、監督職員と協議の上、実施するものとする。	1.ロータリー除雪車による拡幅は降雪が本格的となり、必要幅員の確保が困難になった場合(雪堤80cm位)に実施するものとする。 2.除雪ドーザによる拡幅作業も雪堤が大きくなり、風雪、地吹雪などで必要幅員の確保が困難となり、交通の障害を起こす原因となると思われる場合に実施するものとする。	
運 搬 排 雪	夜間(右記)と同様とする。	拡幅除雪等による交通可能な幅員確保が困難となり、引続き降雪量の増加が予想され、さらに連坦家屋の雪おろし等で交通確保の困難、消防活動等に支障が起こる恐れがある場合に実施するものとする。 なお、開始は監督職員と協議の上、実施するものとする。	
凍 結 防 止 剤 散 布	夜間(右記)と同様とする。 なお、監督職員と協議の上、実施するものとする。	路面の凍結及び凍結のおそれがある場合に実施するものとする。	スリップ事故防止や渋滞解消を図るため、誘発原因となる区間において散布する。
歩 道 除 雪	長靴、防寒靴等で歩行可能な状態を確保するものであり、歩道上の積雪深が20cmを上回った場合に実施するものとする。 なお、作業時間帯は昼間を原則とする。	――	

注) 担当する路線の除融雪区分及び目標を考慮して出動する。

### 3-5 作業完了の時刻

平常時の作業は、通勤等の日常生活に支障が生じないように、特別の理由がない限り午前7時までに完了するものとする。

## 第4節 作業及び道路の状況報告

1. 受注者は、業務区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合には応急処置を行い速やかに監督職員にその処置内容を報告するものとする。

2. 受注者は、業務期間中毎日、作業内容や気象及び道路状況について、監督職員に報告するものとする。

なお、報告は「降雪・積雪及び除雪・融雪状況報告書(様式-3)」により午前8時30分までにメールまたはFAXで行うものとする。

3. 除融雪作業の開始時期については、第3節3-4除融雪作業の出動基準の規定によるものとする。

ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時には速やかに作業を開始し、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

4. 受注者は、除融雪作業の終了後、その実績を次により監督職員に報告するものとする。

なお、報告は監督職員が指示した様式により行うものとする。

(1) 除雪・融雪作業実績報告書(日報) : 速やかに報告するものとし、報告は完了日の午前12時までメールまたはFAXにより行うものとする。

(2) 除雪・融雪作業実績報告書(月報) 及び

除雪・融雪作業実績報告書(道路種別毎月報) : 10日毎に取りまとめの上、メールまたはFAXにより行うものとする。

## 第3章 除融雪作業一般

### 第5節 準備

1. 受注者は、除融雪機械及び附属品等の日常の点検・整備を行い、降雪時等に際して何時でも出動できるように管理するものとする。

また、除融雪作業時の故障に際して迅速かつ確実な処理ができるよう修理体制を整えておくものとする。

2. 設計図書に従い除融雪機械の貸与を受ける場合は、その貸与については別に定めるところにより適切に行うものとする。

### 第6節 安全管理

1. 除融雪作業は供用中の道路上の作業のため、その実施に当たっては十分な安全性を確認し行うものとする。

2. 安全管理を行うに当たっては、労働基準法、労働安全衛生法などの諸法令に基づ

き行うものとする。

3. 除融雪作業の安全管理や作業に伴う通常交通の整理は、受注者の責任において行うものとする。
4. 除融雪作業時は黄色灯の点灯を行い実施するものとする。  
また、「除融雪作業中・宮城県」の表示板による表示も併せて行うものとする。
5. 除融雪作業の安全管理のため運転員とともに助手が同乗し、作業中における通行車両の誘導等を行い、作業の安全確保に努めるものとする。
6. 運転員は、着手前に作業区間の道路状況や道路附属物施設等についての調査を行い、作業上支障となる箇所等の把握を行い、事故防止に努めるものとする。
7. 除融雪作業において事故が発生した場合は、適切な処置を行い遅滞なく監督職員に報告するものとする。

## 第7節 除融雪機械運転員の資格基準

1. 受注者は、作業業務において通行車両や歩行者及び作業員自身の安全を確保するとともに作業能力の向上を図るため、除融雪機械の運転員には、諸法令に基づく合格者や技能修了者を充てなければならない。
2. 運転員は、講習会等を受講し、技能の維持と向上に努めなければならない。

### 7-1 運転員の資格

1. 運転員は、道路交通法に規定する当該機械の運転に必要な免許を所有していなければならない。
2. 運転員は、前項の規定によるほか、別表一に掲げる資格を有していなければならない。

### 7-2 除融雪機械運転員届

1. 受注者は、契約締結後速やかに「除融雪機械運転員届書（様式一）」を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 前項の届には、免許証・修了証等の写しを添付するものとする。

## 第8節 作業

1. 同一路線において、委託の工区分割により受注者が異なる場合には、常に受注者間の連絡・調整を図りながら除融雪作業を行うものとし、どちらか一方のみの除融雪作業とならないようにするものとする。
2. 受注者は、除融雪機械の故障、事故等により除融雪作業ができない場合は、速やかに監督職員に報告し指示を受けなければならない。



## 第4章 除融雪各作業

### 第9節 一般除雪作業（新雪除雪、路面整正、拡幅）

1. 一般除雪作業は、除融雪作業の基本である。このため、凍結の原因となる圧雪状況等を生じさせないように努めるものとする。
2. 一般除雪作業を実施する時期、箇所、施工方法は設計図書に定めるものの外、監督職員の指示に基づくものとする。

### 第10節 運搬排雪作業

1. 運搬排雪作業を実施する時期、箇所、施工方法は監督職員の指示によるものとする。
2. 受注者は、運搬排雪作業における雪捨場所について、現地の状況により設計図書に定められた雪捨場所に支障がある場合は、監督職員と協議しなければならない。

### 第11節 凍結防止剤散布作業

#### 11-1 散布

1. 凍結防止剤散布作業は、凍結の原因となる圧雪等を出来るだけ取り除いた後に、実施するものとする。
2. 散布は、散布経路を定めて実施するものとし、散布経路は監督職員の承諾を得るものとする。
3. 散布箇所及び散布量については、次に基づくものとする。

#### (1) 散布箇所

散布箇所は、主に橋梁部、曲線部、日陰部、坂道、交差点部や過去のスリップ事故実績等を踏まえ監督職員と協議の上、決定するものとする。

#### (2) 材料及び使用量

凍結防止剤は、粒状剤、湿式剤又は溶液剤を使用するものとし、散布量及び混合比率は表-5を標準とする。

なお、散布箇所の気象条件や道路構造により別途考慮する必要がある場合には監督職員と協議するものとする。

表-5 標準散布量

区分	固形・溶液混合比率		1m <sup>2</sup> 当りの散布量	備考
粒状剤	固形100%	溶液 0%	30g	—
湿式剤	固形 80%	溶液 20%	16g+4cc	粒状+液状
溶液剤	固形 0%	溶液100%	20g (42cc)	粒状換算量

注1) 粒状剤は、塩化ナトリウムを使用するものとする。

注2) 溶液剤は、塩化ナトリウム・塩化カルシウムを使用するものとする。

注3) 塩化カルシウム水溶液（比重 1.35、濃度 35%）の液状換算例

20g 相当の散布量 :  $20g \div (0.35 \times 1.35) = 42cc$

4. 受注者は、凍結防止剤の散布に当たっては、通行車両等へ凍結防止剤が飛散しないよう注意するものとする。

5. 受注者は、固形の凍結防止剤を散布した場合には、作業終了時にホッパ内に固形剤を残さないよう使いきりとする。

また、防錆のため温水またはスチーム等で洗浄を行うものとする。

#### 1 1 - 2 保管等

1. 凍結防止剤は、甲から乙への支給品とする。よって乙は融雪作業に支障のないよう凍結防止剤の適切な管理・確保に努めるものとする。

このため、乙は常時保管量の把握を行うとともに、保管量は作業実施毎に取りまとめの上、「凍結防止剤在庫管理報告書」により監督職員に報告するものとする。

なお、様式は監督職員が指示するものとする。

4 2. 受注者は、凍結防止剤の保管にあたっては、「道路除雪ハンドブック 6.5. 貯蔵および積み込み」の規定に基づき行うものとする。

3. 凍結防止剤の使用量の確認方法は、第 1 6 節 1 6 - 1, 3 の規定によるものとする。

## 第 5 章 巡 回

### 第 1 2 節 雪道パトロール

1. 雪道パトロールは、設計図書に示された業務区間について、除融雪作業を的確に行い冬期交通を円滑に確保するため、主として下記事項について情報収集を行うものとする。

(1) 路面状況（歩道を含む）

(2) 降雪及び積雪状況

(3) 雪崩危険個所等の状況

(4) 雪庇（法面についた雪・氷等）状況

(5) 交通状況

(6) その他、防雪施設等の状況

2. 雪道パトロールの実施時期は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

3. 受注者は、雪道パトロール中に道路交通に支障が生じている場合又はおそれがある場合には、速やかに監督職員に報告しその処置について指示を受けなければならない。

4. 受注者は、雪道パトロール終了後速やかに、設計図書に定める様式によりパトロール日誌を監督職員に提出しなければならない。
5. 緊急時における雪道パトロール（以下「緊急雪道パトロール」という。）は、監督職員の指示する時期及び箇所について実施するものとし、監督職員の指示する内容の情報収集及び連絡を行うものとする。
6. 雪道パトロール及び緊急雪道パトロールの巡回員は、現地状況に精通した者でなければならない。  
なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、巡回員はパトロール車の運転手を兼ねることはできない。

## 第 6 章 待 機 等

### 第 1 3 節 待機補償

1. 待機補償とは、設計図書又は監督職員の指示により待機させた情報連絡員、除融雪機械等の運転要員に係わる費用について、除融雪機械が不稼働の場合等に対する受注者の損失分を補償するものであり、この損失分の補償については、設計図書に定めるところによるものとする。
2. 待機補償による待機の期間及び内容は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。
3. 受注者は、待機対象期間中情報連絡員を待機させ、降雪及び交通情報の収集・整理を行うとともに、除融雪作業が必要となる場合に備え常時、現場代理人との連絡がとれる状態にしておかななければならない。
4. 受注者は、待機対象期間中待機対象のパトロール車及び除融雪機械の運転員等を待機させ、常に出動できる状態にしておかななければならない。
5. 待機は、次の定めにより行うものとする。
  - (1) 仙台管区气象台より、委託地域内に「大雪警報」が発令された場合。
  - (2) 気象情報、路面状況、降雪量等を総合的に勘案し、監督職員が必要と認め指示した場合。

### 第 1 4 節 保険費

1. 受注者は、自動車損害賠償保障法（昭和 3 0 年法律第 9 7 号）に規定する除融雪機械にあつては、自社持機械及び貸与機械を問わず委託期間中における交通事故発生の場合に対処するため、対人・対物賠償の自動車損害保険（以下「任意保険」という。）に加入するものとする。
2. 受注者は、前項の定めにより任意保険に加入した場合は、速やかに関係書類の写しを監督職員に提出するものとする。

## 第15節 除融雪機械点検・修理

1. 受注者は、作業業務期間中における除融雪機械を常に良好な状態に維持し、安全かつ能率的に作業するため道路運送車両法及び労働安全衛生規則に定める点検整備について「除融雪機械点検整備計画書（様式－2）」により監督職員に提出するものとする。  
また、運行前点検等については、「道路除雪の手引き 第八章除雪機械の取扱い」を参考にし行うものとする。
2. 受注者は、除融雪機械及び附属品等が故障、損傷等により正常な作業ができない又はそのおそれがある場合には、速やかに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
3. 受注者における貸与機械についての修理内容等は、建設機械貸与仕様書に定めるところによる。

## 第7章 その他

### 第16節 作業実績の管理及び成果品

#### 16-1 作業実績の管理

1. 除融雪作業日報等の実作業時間、回送時間、走行距離などは、車両に取付けられた運行記録計（タコグラフ）に基づいて作成するものとする。  
このため、記録紙は、作業日毎に交換するものとし、運行記録計へのセットに当たっては日付、運転員名、車両管理番号、始業時走行キロ数を、作業終了時には、終業時走行キロ数を忘れず記入するものとする。
2. 記録紙は、除融雪作業日報の裏面に張付け管理するものとする。
3. 作業実績は、別表－2に基づき取りまとめするものとする。

#### 16-2 写真の管理

1. 機械稼働記録のないものについては、原則として写真確認とする。
2. 写真の撮影は、日付、作業名等を記入した小黒板を同時に写し込むものとする。
3. 除融雪作業の写真管理は表－6を標準とするものとする。

表一六 写真管理

作 業	撮 影 対 象	基 準
一 般 除 雪	作業前・作業状況・機種・作業後	作業日ごとに1回
排 雪	作業前・作業状況・機種・作業後	作 業 単 位
雪 庇 雪 崩 の 処 理	作業前・作業状況・作業後	作 業 単 位
凍 結 防 止 剤 散 布 材 料 使 用 量	作業前・作業状況・機種・作業後 空袋の量	作業日ごとに1回
交 通 処 理	作業状況・施設	作 業 単 位
災 害 関 係	状 況	そ の 都 度
摘 要	一般除雪とは、新雪除雪、路面整正、拡幅除雪のことである。	

16-3 成果品

1. 業務完了後、成果品として次に定める書類(A4版)を、提出するものとする。

(1) 作業実績報告書

(イ) 除融雪作業日報 (裏面に運行記録紙を貼付したもの)

(ロ) 除融雪作業月報

(2) 作業写真集

別表－１

## 除融雪機械運転員資格

運 転 す る 除 融 雪 機 械	所有すべき 免 許	必 要 な 資 格	経 験 年 数		摘 要
			車 両 種 別	経 験 年 数	
除雪トラック	大 型 特 殊	－	大型自動車	1	
除雪グレーダ	大 型 特 殊 免 許  (装輪式)	建設機械施工技士 (3種)又は技能 講習修了	大型特殊 自動車  (装輪式)	2	
除雪ドーザ及び トラクタショベル (装輪式)	”	建設機械施工技士 (1種)又は技能 講習修了	大型特殊 自動車  (装輪式)	1	
ロータリ除雪車	”	－	大型特殊 自動車  (装輪式)	2	大型特殊自動車 に属する小形除 雪車を含む
小 型 除 雪 車	小 型 特 殊  免 許	－	普通自動車 又は 軽自動車	2	
小 型 除 雪 機 (ハンドガイド式)		－	小 型 特 殊 運 転 免 許 相 当 以 上	1	
凍 結 防 止 剤 散 布 車	大 型 免 許	－	大型自動車	1	
凍 結 防 止 剤 散 布 車 装 置	普 通 免 許	－	普通自動車	1	
	大 型 免 許	－	大型自動車	1	総重量8t以上

注 1) 「建設機械施工技士」とは、建設業法施行令第 27 条の 3 (昭和 31 年 8 月 29 日 政令 273 号) に規定する建設機械施工の技術検定に合格した者をいう。

注 2) 「技能講習」とは、労働安全衛生規則第 78 条第 21 号 (昭和 47 年 9 月 30 日 労働省令第 32 号) に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。

別表－2

作業実績取りまとめ基準

作 業	種 別	測 定			備 考
		単 位	方 法	基 準	
新雪除雪 路面整正 拡幅除雪 排 雪	除雪トラック 除雪グレーダ ロータリ除雪車 除雪ドーザ トラクターショベル ダンプトラック ブルドーザ	時間(10分)	記録紙	1日1回	記録紙は アワメー ター又は タコメー ターのも のとする 。
巡 回	パトロール車				
凍結防止	機械散布				
剤 散 布	薬 剤	重量(kg)	空袋 の数	散布毎	
	液 状	容量(Kℓ)	備蓄 タンクの メモリ	散布車 への 補充毎	

道路除融雪業務委託共通仕様書

様式－ 1

令和 年 月 日

発注者

〇〇土木事務所 殿

受注者 住所

氏名

印

除融雪機械運転員届書

〇〇委託業務の履行に係る標記について、下記のとおり届出します。

記

氏名	年齢	保有する 免許種別	経験 年数	運転する 除雪機械名	建設機械施工技士 合格種別	技能講習 修了	除雪講習 修了	備考
	生年月日		取得年月日		経験年数	年度・合格証番号	年度・修了証番号	
	歳 .		年		種 年度・No	年度・No		
	歳 .		年		種 年度・No	年度・No		
	歳 .		年		種 年度・No	年度・No		
	歳 .		年		種 年度・No	年度・No		
	歳 .		年		種 年度・No	年度・No		
	歳 .		年		種 年度・No	年度・No		
	歳 .		年		種 年度・No	年度・No		

注) 備考欄には保有区分を記入するものとし、貸与機械は「貸与」、自社持ち機械は「自社」する。





# 令和 年度 降雪・積雪及び除雪・融雪状況書

令和 年 月 日

委託業者名:

報告者:

番号	観測地点 路線名	天候	路面状況	降雪量 cm	積雪量 cm	除雪作業状況	気温		午前8時 現在の気温 ℃	その他
							最高 ℃	最低 ℃		
		晴 曇 雨 雪	圧雪 凍結 ドライ ウエット シャーベット			除雪 融雪 完了 作業中				
番号	除融雪 路線名	天候	路面状況	出勤年月日 時刻	完了年月日 時刻	除雪作業状況	区 間		備 考	
		晴 曇 雨 雪	圧雪 凍結 ドライ ウエット シャーベット			除雪 融雪 完了 作業中			※散布量等	
		晴 曇 雨 雪	圧雪 凍結 ドライ ウエット シャーベット			除雪 融雪 完了 作業中				
		晴 曇 雨 雪	圧雪 凍結 ドライ ウエット シャーベット			除雪 融雪 完了 作業中				
		晴 曇 雨 雪	圧雪 凍結 ドライ ウエット シャーベット			除雪 融雪 完了 作業中				
		晴 曇 雨 雪	圧雪 凍結 ドライ ウエット シャーベット			除雪 融雪 完了 作業中				
		晴 曇 雨 雪	圧雪 凍結 ドライ ウエット シャーベット			除雪 融雪 完了 作業中				
		晴 曇 雨 雪	圧雪 凍結 ドライ ウエット シャーベット			除雪 融雪 完了 作業中				
		晴 曇 雨 雪	圧雪 凍結 ドライ ウエット シャーベット			除雪 融雪 完了 作業中				

(A4版)

- 注) 1 降雪・積雪はcm単位とし、小数点以下は四捨五入とする。  
 2 5mm未満の降雪量は0とする。全く降らなかった場合は-と記入すること。  
 3 天候・路面状況・除雪作業状況の欄は、該当するところを○で囲むこと。  
 4 パトロールのみの場合は備考欄に記入のこと。  
 5 観測時間は午前8時現在、報告時間は8:30までとする。  
 6 休日分については、休日明けの初日にまとめて報告すること。  
 7 報告はFAXによること。FAX送り状は不要とする。(FAX - - )

**除融雪作業及び路面状況情報**

発 信: 令和 年 月 日 午前・午後 00:00

業 者 名:

発信者名: 現場代理人:

**●現在の状況**

天 候	晴れ	曇り	雨	雪	みぞれ
積雪量	cm				
降雪量	cm				
気 温	℃ ( 午前・午後 時現在)				
路面状況	圧雪	凍結	ドライ	ウェット	シャーベット
備 考					

**●除雪・融雪作業予定**

「注意」下記作業予定は夕方の道路パトロール結果に基づき計画したものです。実作業時点において路面が乾燥状態にあった場合は作業を中止することから、実作業の内容と異なる場合があります。

**★★★最重点路線**

○除融雪路線名:

1. (国) 398号 (南三陸町志津川入谷地区 約2km)

今後、大雪・路面積雪・路面凍結 が予想されるので、下記の時間に 除雪・融雪 を行います。

	回数	開始予定時刻	終了予定時刻	実施日
除 雪	①	:	:	
	②	:	:	
融 雪	①	:	:	
	②	:	:	
	③	:	:	

※24時間制で記入

**★★重点路線**

○除融雪路線名:

1. (国) 284号 (気仙沼市前木岩手県境 ~ 気仙沼市松川 (国)45号交差点)
2. (国) 346号 (気仙沼市本吉町上野 岩手県境 ~ 気仙沼市本吉町津谷長根 (国)45号交差点)
3. (国) 398号 (最重点路線以外の区間)
4. (主)気仙沼唐桑線 (気仙沼市松崎馬場 (国)45号交差点 ~ 気仙沼市新浜町2丁目 (主)気仙沼陸前高田線交差点)

今後、大雪・路面積雪・路面凍結 が予想されるので、下記の時間に 除雪・融雪 を行います。

	回数	開始予定時刻	終了予定時刻	実施日
除 雪	①	:	:	
	②	:	:	
融 雪	①	:	:	
	②	:	:	

※24時間制で記入

**★その他路線**

○除融雪エリア:

1. 気仙沼市 西部
2. 気仙沼市 東部
3. 大島
4. 気仙沼市 旧本吉町
5. 南三陸町 旧歌津町
6. 南三陸町 旧志津川町

今後、大雪・路面積雪・路面凍結 が予想されるので、下記の時間に 除雪・融雪 を行います。

	回数	開始予定時刻	終了予定時刻	実施日
除 雪	①	:	:	
	②	:	:	
融 雪	①	:	:	
	②	:	:	

※24時間制で記入









### 令和元年度 凍結防止剤在庫管理報告書

地区名: \_\_\_\_\_ 0

・凍結防止剤(標準)

業者名: \_\_\_\_\_

前年度在庫 0.00 t

年月日	受取数量(t)	配布数量(t)	使用数量(t)	在庫数量(t)	備考
(記入例)	10.000	1.250	5.000	3.750	管理業者へ 0.50t 警察署へ 0.25t 事務所へ 0.50t
12月1日				0.000	
12月2日				0.000	
12月3日				0.000	
12月4日				0.000	
12月5日				0.000	
12月6日				0.000	
12月7日				0.000	
12月8日				0.000	
12月9日				0.000	
12月10日				0.000	
12月11日				0.000	
12月12日				0.000	
12月13日				0.000	
12月14日				0.000	
12月15日				0.000	
12月16日				0.000	
12月17日				0.000	
12月18日				0.000	
12月19日				0.000	
12月20日				0.000	
12月21日				0.000	
12月22日				0.000	
12月23日				0.000	
12月24日				0.000	
12月25日				0.000	
12月26日				0.000	
12月27日				0.000	
12月28日				0.000	
12月29日				0.000	
12月30日				0.000	
12月31日				0.000	
1月1日				0.000	
1月2日				0.000	
1月3日				0.000	
1月4日				0.000	
1月5日				0.000	
1月6日				0.000	
1月7日				0.000	
1月8日				0.000	
1月9日				0.000	
1月10日				0.000	
1月11日				0.000	
1月12日				0.000	
1月13日				0.000	
1月14日				0.000	
1月15日				0.000	
1月16日				0.000	
1月17日				0.000	
1月18日				0.000	
1月19日				0.000	
1月20日				0.000	
1月21日				0.000	
1月22日				0.000	
1月23日				0.000	
1月24日				0.000	
1月25日				0.000	
1月26日				0.000	
1月27日				0.000	
1月28日				0.000	
1月29日				0.000	
1月30日				0.000	
1月31日				0.000	



### 令和元年度 凍結防止剤在庫管理報告書

地区名: \_\_\_\_\_ 0

・凍結防止剤(標準)

業者名: \_\_\_\_\_

前年度在庫 0.00 t

年 月 日	受取数量(t)	配布数量(t)	使用数量(t)	在庫数量(t)	備 考
2月1日				0.000	
2月2日				0.000	
2月3日				0.000	
2月4日				0.000	
2月5日				0.000	
2月6日				0.000	
2月7日				0.000	
2月8日				0.000	
2月9日				0.000	
2月10日				0.000	
2月11日				0.000	
2月12日				0.000	
2月13日				0.000	
2月14日				0.000	
2月15日				0.000	
2月16日				0.000	
2月17日				0.000	
2月18日				0.000	
2月19日				0.000	
2月20日				0.000	
2月21日				0.000	
2月22日				0.000	
2月23日				0.000	
2月24日				0.000	
2月25日				0.000	
2月26日				0.000	
2月27日				0.000	
2月28日				0.000	
2月29日				0.000	
3月1日				0.000	
3月2日				0.000	
3月3日				0.000	
3月4日				0.000	
3月5日				0.000	
3月6日				0.000	
3月7日				0.000	
3月8日				0.000	
3月9日				0.000	
3月10日				0.000	
3月11日				0.000	
3月12日				0.000	
3月13日				0.000	
3月14日				0.000	
3月15日				0.000	
3月16日				0.000	
3月17日				0.000	
3月18日				0.000	
3月19日				0.000	
3月20日				0.000	
3月21日				0.000	
3月22日				0.000	
3月23日				0.000	
3月24日				0.000	
3月25日				0.000	
3月26日				0.000	
3月27日				0.000	
3月28日				0.000	
3月29日				0.000	
3月30日				0.000	
3月31日				0.000	
<b>合 計</b>	<b>0.000</b>	<b>0.000</b>	<b>0.000</b>	<b>0.000</b>	残量は次年度繰越



班長	副班長	班員

### 電話等指示・協議書

委託番号	_____ 号	協議者	
委託会社名	_____	指示者	
路線名	_____ 線	納入場所	各社指定地内
指示月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	指示協議方法	電話 現地 FAX メール
指示・協議内容（該当するものに○印若しくは、該当しないものを取消線で記載）			
<p>粒状注文量</p> <p>1. _____ t （1 t 単位で注文） 融雪剤の注文をお願いします。</p> <p>液状注文量</p> <p>2. _____ KL （1 KL 単位で注文） 融雪剤の注文をお願いします。</p> <p>3. _____ 線において、 _____ 時 _____ 分 より、除雪・融雪作業を実施してよろしいか伺います。</p> <p>4. _____ 線において、 _____ 片側・全面 通行止めを実施してよろしいか伺います</p> <p>5. _____ 線においての道路状況は以下のとおりです。</p> <p>6. その他、協議事項は以下のとおりです。</p> <p>7. _____ 時 _____ 分 より、作業待機を指示します。</p> <p>8. _____ 時 _____ 分 に作業待機を解除します。</p> <p>9. その他、指示事項は以下のとおりです。</p>			
内容記載箇所			
注意：凍結防止剤の搬入箇所が複数ある場合、その内訳を記入してください。			
処置・対応方法			
対応月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	対応者名	
確認月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	確認者名	

## 道路除融雪業務委託特記仕様書

### 1 仕様書の適用

本特記仕様書は、宮城県が発注する「道路除融雪業務委託」に適用するものとし、本特記仕様書に記載のないものは、「道路除融雪業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）と「建設機械貸与仕様書」に基づき実施しなければならない。

### 2 設計変更等に関する特記事項

#### 1) 設計変更について

各種運転時間等の当初数量は、業務期間における想定数量であるため、作業実績に応じて精算変更を行うものとする。また、業務の履行に伴い当初の工種以外に行う作業が必要な場合（例：運搬排雪工等）や、大雪警報等での待機補償費（運転要員及び情報連絡員）が発生した場合等も設計変更の対象とする。

#### 2) 借上機械または貸与機械の拘束費及び管理費について

本業務において、借上機械の拘束費として供用日当たり損料を計上しており、貸与機械の管理費として機械管理費を計上している。また、借上機械の拘束期間については、12月1日～3月31日までの期間から準備期間を控除した90日間として計上している。

なお、拘束日数のうち、稼働日数と不稼働日数及び運転時間の当初数量は想定数量であるため、実績日数にて精算変更を行うものとする。拘束機械と台数については、別紙「除融雪業務配置機械一覧表」のとおり計上しており、やむを得ない場合を除き、拘束機械の規格及び日数、台数等の設計変更は行わないものとする。

#### 3) 借上機械の拘束期間中の管理について

借上機械については、業務計画書において対象機械を明記すること。これら機械については、気象状況に合わせ即時対応できるよう、期間中拘束するものであり、そのための拘束費用を計上しているため、他の業務に無断で使用する人や機械の変更は出来ない。やむを得ず使用する場合は、事前に監督職員へ協議書を提出し、作業実績を管理すること。また、その場合は計上日数を設計変更の対象とする。

### 3 共通仕様書第2章第3節3-4に関する特記事項（除融雪作業の出動基準）

#### 1) 新雪除雪における除雪作業の出動基準について

新雪除雪作業の出動基準については、共通仕様書第2章第3節3-4-1「表-3」によらず、以下の出動基準によるものとする。

作業区分	出 動 基 準
昼 間	新降雪深が、5～10cm 以上となった時において、監督職員と協議の上開始するものとする。 但し、5～10cm 以下であっても、地吹雪や吹き溜まり等により交通に支障を及ぼすと判断される場合は、監督職員と協議の上出動するものとする。
夜 間	新降雪深が、5～10cm 以上となった時に、すみやかに開始するものとする。 但し、5～10cm 以下であっても、地吹雪や吹き溜まり等により交通に支障を及ぼすと判断される場合は、出動するものとする

2) 凍結防止剤散布作業の出動基準について

共通仕様書第2章第3節3-4-2「表-4」における、出動基準は下表のとおり運用するものとする。

区 分	作 業	出 動 基 準		備 考
		昼 間	夜 間	
共通仕様書「表-4」	凍結防止剤散布	夜間(右記)と同様とする。 なお、監督職員と協議の上、実施するものとする。	路面の凍結及び凍結のおそれがある場合に実施するものとする。	スリップ事故防止や渋滞解消を図るため、誘発原因となる区間において散布する。
運用	凍結防止剤散布	夜間(右記)と同様とする。 なお、監督職員と協議の上、実施するものとする。	既に路面が凍結している場合 または、路面がウェット状態で今後気温が氷点下となることが予想される場合に実施するものとする。	スリップ事故防止や渋滞解消を図るため、誘発原因となる区間において散布する

4 重点路線について

1) 重点路線

過去のスリップ事故発生状況から下表の路線を重点路線とし、雪道パトロールの強化と除融雪作業の徹底により、スリップ事故の防止に努めること。

種別	路線名	区間		延長(km)
		起点	終点	
重点路線	(国)284号	気仙沼市前木 岩手県境	気仙沼市松川 (国)45号交差点	5.7
	(主)気仙沼唐桑線	気仙沼市松崎馬場 (国)45号交差点	気仙沼市新浜町二丁目 (主)気仙沼陸前高田線交差点	7.0
計				12.7

2) 重点路線における除融雪作業完了時間と融雪作業回数について

除融雪作業完了時間については、他の路線と同様に共通仕様書第2章第3節3-5に基づき、

特別の理由がない限り午前7時まで完了するものとする。

また、融雪作業回数については、当日の路面状況や気象状況、さらに凍結防止剤の効果持続時間が3～4時間であること等を考慮し、スリップ事故防止のために必要な回数を決定すること。

なお、装置の腐食を防ぐため、凍結防止剤散布装置を稼働させた場合は、積み込んだ凍結防止剤は全て使い切りとし、使用後は温水又はスチーム等で洗浄すること。

区分	ケース	ひと晩における融雪作業のタイミング
重点路線 (国)284号  (主)気仙沼唐桑線	1. 夕方時点で既に降雪が連続し、路面凍結が始まっているような場合	1. 夕方に1回、朝方に1回、計2回
	2. 夕方時点で路面がウェット状態で、夜半から気温が氷点下になる予報の場合	2. 夜半に1回、朝方に1回、計2回 なお、夜半の1回については、事前のパトロール結果に基づき、実施の判断を行うものとする。
	3. 夕方時点で路面がドライ状態で、夜半から気温が氷点下になる予報の場合	3. 朝方のパトロールで路面が凍結または凍結の恐れがあると判断された場合、朝方に1回
その他路線	1. 路面が圧雪状態にある場合	1. 実施しない
	2. その他の場合で路面凍結の恐れがある場合	2. 原則として、最も効果的な時間に1回

※上記最重要路線においては、気象条件及び路面状況によってやむを得ず待機が必要な場合、別途監督員と協議すること。

## 5 凍結防止剤の支給について

本業務に使用する凍結防止剤については、宮城県からの支給品とする。

凍結防止剤の調達は宮城県が行い、凍結防止剤納入業者（以下「納入者」という。）が除融雪業務委託受注者（以下「受注者」という。）に納入する。また、工期終了後、使用せずに残った凍結防止剤は残量を確認後、宮城県が保管場所へ運搬（別途業務で実施予定）することから、受注者は確実に使用数量及び残数量の管理を行うこと。

## 6 除融雪機械の貸与について

本業務で使用する除雪機械（グレーダ）及び融雪装置（凍結防止剤散布装置）の一部を、下表のとおり宮城県から受注者に貸与する。

貸与する除雪機械及び融雪装置は下表の保管場所に保管してあることから、受注者は本業務に先立ち、自らの保管場所に移動すること。また、業務完了後についても、自らの保管場所から下表の保管場所に移動すること。

なお、業務の実施にあたっては、別紙「建設機械貸与仕様書」に基づき、適正に使用するものとし、本業務以外の用途に使用してはならない。

管理区分	業務番号	貸与機械		保管場所
気仙沼市	長契県道環 08101-C01号	グレーダ	宮 000 る 724	気仙沼 土木事務所
		凍結防止剤散布装置	24670	

## 7 共通仕様書第2章第3節に関する特記事項（業務計画書）

業務計画書には共通仕様書に定める事項に加えて、以下の事項について記載すること。

(1) 凍結防止剤散布箇所

凍結防止剤散布箇所は主に橋梁部、曲線部、日陰部、坂道、交差点部等とし、受注者は具体的な散布箇所を記載した路線図（縮尺 1/50,000 程度）と散布箇所毎の延長、幅員、面積を記載した散布箇所一覧表を作成する。

(2) 除融雪機械の保管場所

受注者は本業務に使用する除雪機械と融雪装置の保管場所を明示する。

(3) 凍結防止剤の納入先

宮城県が調達した凍結防止剤を受注者に支給するにあたり、受注者はあらかじめ納入場所を指定する。

8 共通仕様書第2章第4節に関する特記事項（作業及び道路の状況報告）

1) 除融雪作業及び路面状況情報の提供について

受注者は、夜間及び明朝に除融雪作業を行う場合は、当日午後5時までに別紙「様式4」（除融雪作業及び路面状況情報）により監督職員に報告するとともに、所轄警察署あて情報提供すること。

2) 除融雪作業の実績報告について

除雪・融雪作業実績報告書には、別紙「様式3-1・2, 5」を使用するものとする。

9 共通仕様書第4章第11節11-2に関する特記事項（保管等）

凍結防止剤在庫管理報告書は、別紙「様式6」を使用するものとする。

10 積算における留意事項

1) 借上機械について

供用日当たり損料（稼働日）、供用日当たり損料（不稼働日）、運転損料（作業人工＋運転時間当たり損料＋燃料及び消耗品等）による積み上げ積算を行っている。そのため計上日数により費用が異なるため留意すること。また、供用日当たり損料等については、「建設機械等損料算定表」により算出を行っている。

なお、供用日当たり損料（不稼働日）については、現場管理費のみ対象とし計上を行っているので留意すること。

2) 貸与機械について

機械管理費（稼働日）、機械管理費（不稼働日）、運転損料（作業人工＋燃料）による積み上げ積算を行っている。そのため計上日数により費用が異なるため留意すること。また、機械管理費等については、「建設機械等損料算定表」により算出を行っている。

なお、機械管理費（不稼働日）については、現場管理費のみ対象とし計上を行っているので留意すること。

※ 貸与機械については、無償貸付機械評価額により諸経費の計上がされているため留意すること。またその対象は、共通仮設費及び現場管理費である。

※ 労務単価は昼間作業と夜間作業の労務費の補正及び超過時間の補正を行っているので留意すること。

3) 凍結防止剤単価について

使用する粒状塩化ナトリウムは支給品とし、一般管理費は対象外とする。令和 2 年度単価は未定であるため、以下の令和元年度の単価を使用している。令和 2 年度単価については、納入者が決定後に設計変更の対象とする。(税別)

- ・粒状塩化ナトリウム (標準) 24,600 円/t
- ・粒状塩化ナトリウム (3mm) 24,600 円/t

1 1 作業期間

除融雪の作業期間は、令和 2 年 12 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までを原則とし、気象状況により別途協議する。

1 2 その他

本業務の実施にあたって、疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議すること。



# 建設機械貸与仕様書

## 第 1 章 総 則

### 第 1 節 適 用

1. この仕様書は、宮城県が発注する除融雪業務、除草業務、道路パトロール業務その他これらに類する道路管理作業委託業務（以下「委託業務」という。）に係る作業業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）に基づき、宮城県が所管する建設機械を物品管理者である土木事務所長（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）への貸与に関しての必要な事項を定め、もって契約の履行及び建設機械の貸与の適正を図るために適用するものとする。
2. この仕様書は、建設機械の貸与に関する一般仕様を示すものである。このため、当該仕様書に定めのない事項又は特殊な事項については設計図書に定めるところによるものとする。

### 第 2 節 用語の定義

1. 監督職員、主任技術者及び現場代理人の定義は次の各号の定めるところによるものとする。
  - (1) 監督職員は、委託契約書第 7 条の定めるところによる。
  - (2) 主任技術者及び現場代理人は、委託契約書第 8 条及び第 9 条の定めるところによる。
2. 指示、報告及び提出等の定義は次の各号に定めるところによるものとする。
  - (1) 指示とは、甲の発議により監督職員から現場代理人に書面をもって指示し、乙に対して委託業務の履行に関する方針又は計画等を実施させることをいう。
  - (2) 提出とは、乙の発議により現場代理人から監督職員に書面をもって差し出し、甲に対して委託業務の履行に関する事項を送達することをいう。
  - (3) 報告とは、乙の発議により現場代理人から監督職員に書面をもって報告し、委託業務の履行に関する事項について、周知することをいう。
  - (4) 申し出とは、乙の発議により現場代理人から監督職員に書面をもって申し出し、甲に委託業務の履行に関する事項について、要望、意見を述べることをいう。

### 第 3 節 提出書類

1. 乙は、別表－1 に示す様式により指定期日までに関係書類を甲に提出するものとする。

## 第 2 章 貸 与

### 第 4 節 貸与する機械

1. 甲が乙に貸与する機械は、「建設機械貸与調書（様式－1）」のとおりとする。

### 第 5 節 機械の貸与

1. 乙は、建設機械を借り受ける場合には、甲に「建設機械借受書（様式－2）」を提出するものとする。
2. 甲は、建設機械を引渡すときには監督職員と現場代理人が立会の上、機械の整備状況等の確認を行い「建設機械機能現況表（様式－3）」を作成し、借受書と引換えに引渡すものとする。
3. 前項の建設機械機能現況表は2部作成し、各立会者押印のうえ、甲、乙それぞれ1部保有するものとする。

## 第 3 章 使用条件等

### 第 6 節 運転員の承諾

1. 乙は、契約締結後速やかに「建設機械運転員届書（様式－4）」を作成し甲に提出するものとする。なお、除融雪機械にあつては道路除融雪業務委託共通仕様書（以下「除融雪委託共通仕様書」という。）第7節7－2の規定に基づき提出するものとする。また、除融雪機械の運転員には、除融雪委託共通仕様書第7節の規定に基づく運転員を充てなければならないものとする。
2. 前項の届には除融雪委託共通仕様書と同様、免許証・修了証等の写しを添付するものとする。
3. 甲は、運転員が監督職員の適切な指示を履行しないなど運転員として不相当と判断したときには、乙に対し運転員の変更を求めることができるものとする。

### 第 7 節 使用条件

1. 乙は、管理責任者を定めて貸付期間中適正な管理を行うものとする。また、運行前点検等については除融雪委託共通仕様書第15節1の規定に基づき行うものとする。
2. 乙は貸与機械の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意し、常に監督職員の指示に従い機械の機能保持に努めるものとする。

(1) 貸付機械を亡失、損傷等のおそれのない場所に格納するなど保管に万全を期

- すものとする。
- (2) 貸与機械を使用目的以外の用途に使用してはならないものとする。
- (3) 日常の点検及び整備に努めるものとする。
- (4) 届出した運転員以外の者に貸与機械の運転をさせてはならないものとする。

## 第8節 使用条件の違反

1. 甲は、乙が貸与機械の引渡しを受けた後、正当な理由なしに使用しない場合又はこの仕様書に違反した場合には、返還を命ずることができるものとする。
2. 前項の返納については、第15節の規定に基づくものとする。

## 第9節 管理に要する経費の負担区分

1. 管理に要する経費の負担区分は表-1に定めるところによるものとする。

表-1 負担区分

負担区分	法・規則	点検時期	該当機械	点検概要
甲	道路運送車両法 48条	定期点検	公道走行の 車 両	3ヶ月・6ヶ月毎・・・ 国土交通省技術基準による
	労働安全衛生規則 168条	定期自主点検 (毎月1回)	車 両 系 建 設 機 械	ブレーキ、クラッチ、操作 装置及び作業装置、等
	労働安全衛生規則 167条	定期自主検査 12ヶ月毎1回)		エンジン、動力伝達系統、 かじ取、ブレーキ、油圧系 統等
	通常の業務履行(故意、過失を除く)において発生した故障・修理費及び損耗部品(タイヤチェーン、切刃等)の費用			
	自動車損害賠償保障法(昭和30年 法律第97号。以下「自賠法」という。)による費用(以下「責任保険」という。)			
乙	道路運送車両法 47条	運行前点検	公道走行の 車 両	1日1回
	労働安全衛生規則 170条	作業開始前点検	車 両 系 建 設 機 械	ブレーキ及びクラッチの機 能
	貸与機械の引渡し及び返納に要する費用			
	甲の負担により実施する道路運送車両法及び労働安全衛生規則に基づく定期点検のための車両移動に要する費用			
	日常保守点検等に必要油脂類(機械が適切に稼働するために必要なエンジンオイル・ギヤオイル・作動油・グリース等)及び損耗品等の費用			

2. 乙は、貸与機械の運転に支障のないようにするため、特に甲負担の損耗部品（タイヤチェーン、切刃等）の適切な管理に努めるものとする。このため、常時損耗状況の把握を行い、必要に応じ部品の調達について監督職員に要請するものとする。

## 第10節 保 険

1. 乙は、甲において自賠法に基づく責任保険の契約を締結した貸与機械にかかる貸与期間中の事故により、自賠法第19条の2の適用を受けることになった場合には、同条の規定により追加保険料を県に納入しなければならない。ただし、事故が甲の責に帰すべき理由により発生した場合においてはこの限りでない。
2. 貸与機械にかかる自動車損害保険（任意保険）については、道路除融雪業務委託共通仕様書第14節の規定に基づくものとする。

## 第11節 機械の亡失・損傷・故障

1. 乙は、貸与機械を亡失・損傷又は故障したときは、直ちにその事実について「建設機械亡失・損傷・故障報告書（様式－5）」及び「建設機械の修理整備等に関する協議書（様式－8）」により甲に提出・協議するものとする。また、乙は提出・協議後の処置等について「建設機械の修理整備等に関する報告書（様式－9）」により甲に報告するものとする。
2. 乙は、前項の亡失・損傷又は故障が故意、過失などの自己の責に帰すべき理由によるときには、監督職員の指示に従い速やかな機械の修理又は同等品の納入若しくはその損害額を負担しなければならない。
3. 天災その他不可抗力によって貸与機械に損害が生じたときには、その損害の補てんについては、甲、乙が協議して決定するものとする。

## 第12節 貸与期間等の変更

1. 乙は、機械の貸与期間又は日数の変更を要望する場合には、その理由書を甲に提出するものとする。
2. 委託契約書が変更された場合又は甲が特に必要と認めた場合には、甲、乙協議の上、貸与期間又は日数を変更することができるものとする。

## 第13節 調 査

1. 乙は、貸与期間中に甲が行う貸与機械の使用状況の調査に協力するものとする。
2. 乙は、前項の調査により指示された事項はすみやかに履行し、その結果を甲に報告するものとする。

#### 第14節 機械使用実績報告書

1. 乙は、貸与機械の運転又は整備状況について、引渡しを受けた日を含む月以降に次の定めるところにより「建設機械使用実績報告書（様式－6）」を作成し、FAXまたはメールにより甲に提出するものとする。  
ただし、業務が完了した場合にあっては、完了後速やかに提出するものとする。
  - (1) 除融雪・除草業務関連機械は、1ヶ月毎に取りまとめの上、翌月10日までに提出するものとする。
  - (2) 道路パトロール業務関連機械は、3ヶ月毎に取りまとめの上、翌月10日までに提出するものとする。

### 第4章 返 納 等

#### 第15節 返納

1. 乙は、貸与機械を返納する場合には「建設機械返納書（様式－7）」及び車両の6ヶ月法定点検を行い点検表を甲に提出するものとする。
2. 甲は、貸与機械の返納を受けるときには、監督職員と現場代理人が立会の上、当該機械の状況を建設機械機能現況表に基づき確認し支障がないと認めたときは、これを収納するものとする。

#### 第16節 返還

1. 乙は、甲が特別の理由により貸与中に機械の返還を求めたときには、その指示に従い速やかに返還するものとする。
2. 前項の返還方法については、第15節の規定に基づくものとする。

建設機械貸与仕様書

別表一 1

提出書類

適用節	名称	様式	あて先	提出期日	部数	摘要
5節1 15節1	建設機械借受・返納書	2/7	事務所長	機械引渡時 返納返還時	2	
5節2 15節2	建設機械機能現況表	3	事務所長	機械引渡時 返納返還時	2	借受書 添付 返納書
6節1	建設機械運転員届書	4	事務所長	契約締結後 速やかに	1	免許証・修了 証等の写しを 添付
11節1	建設機械亡失・損傷・故障 報告書	5	事務所長	発生の都度	1	
	建設機械の修理整備等に関 する協議書	8	事務所長	発生の都度	2	
	建設機械の修理整備等に関 する報告書	9	事務所長	処置後 速やかに	2	
14節	建設機械使用実績報告書	6	事務所長	翌月10日 まで	1	
	上記以外に事務所長又は 監督職員が必要とした書類		事務所長又は 監督職員	その都度		

# 建設機械貸与仕様書

様式－1

令和 年 月 日

受注者  
氏 名 殿

物品管理者  
〇〇土木事務所  
所長 氏 名 印

## 建設機械貸与調書

機械の名称	規格	機械番号	使用目的	機 械 引渡場所	機 械 返納場所	貸与 日数	備 考

(A4判)

- 備考 1 使用目的は、機械別、設計別ごとに使用区分を明記する。  
2 貸与期間中、定期点検等による機械の返還等の時期については、備考欄に記入する。

建設機械貸与仕様書

2  
様式一  
7

令和 年 月 日

物品管理者  
〇〇土木事務所  
所長 氏名 殿

受注者 住所  
氏名 印

建設機械 借受 返納 書

〇〇委託業務の履行に伴い下記建設機械を  
受領 しました。  
返納 します。

記

機 械 名	規 格	機 械 番 号	借受 返納 年 月 日	備 考

(A4判)

- 備考 1 用途に従い不用の文字は、抹消して使用のこと。  
2 借受・返納年月日欄は、上段には借受年月日、下段には返納年月を記入する。  
3 付属品については、備考欄又は別紙を作成すること。



建設機械貸与仕様書

様式 - 3

建設機械機能現況表

機 械 名					機故 械障 各に 部つ のい 状で 況の 及対 び策						
規 格											
機 械 番 号											
検 査 場 所											
検 査 年 月 日											
アワメーターの読み	引 渡		判定		附 属 品	品 名	数	状 況	品 名	数	状 況
	返 納					量	量				
走行距離の読み	引 渡		判定								
	返 納										
備考											

令和 年 月 日

上記のとおり確認する。

事務所長	監督職員
現場代理人	主任技術者

(A4判)

建設機械貸与仕様書

様式－４

令和 年 月 日

物品管理者

〇〇土木事務所

所長 氏名 殿

受注者 住所

氏名

印

建設機械運転員届書

〇〇委託業務の履行に係る標記について、下記のとおり届出します。

記

運転員氏名	運転 経験 年数	運転に必要な資格			運転する 建設機械名	備考
		資格 名称	取得 時期	資格の 番号		

(A4判)

## 建設機械貸与仕様書

様式－５

令和 年 月 日

物品管理者

〇〇土木事務所

所長 氏名 殿

受注者 住所

氏名

印

### 建設機械亡失・損傷・故障報告書

〇〇委託業務の履行に伴い借受した下記建設機械の亡失・損傷・故障が発生しましたので報告します。

記

機 械 名	規 格	機 械 番 号	亡 失 ・ 損 傷 ・ 故 障		修 理 完 了 見 込 年 月 日	ア ワ メ ー タ ー 等 の 読 み
			発 生 場 所	年 月 日		
亡 失 ・ 損 傷 ・ 故 障 個 所		亡 失 ・ 損 傷 ・ 故 障 の 理 由			亡 失 ・ 損 傷 ・ 故 障 の 発 見 後 の 処 置 状 況	

(A4判)

備考 1 用途に従い不用の文字は、抹消して使用のこと。

建設機械貸与仕様書

様式 - 6

令和 年 月 日

物品管理者

〇〇土木事務所

所長 氏 名 殿

受注者 住 所

氏 名

印

建設機械使用実績報告書

業 務 名 :

工 期 自 令和 年 月 日 ~ 至 令和 年 月 日

機 械 名	機械番号	月別	主な作業		稼働状況		主な維持(油脂類)		摘 要
			作業内容	作業量	運転日数	運転時間	維持内容	使用量	
		月							
		月							
		月							
		月							
		月							
		計							

(A4判)

備考 1 貸与機械を2工種以上の異なる作業に使用したときは、主な作業内容の欄には、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容を記入する。

2 主な作業量の欄には、主な作業内容の欄に記入した作業量を測定できるときに記入する。

建設機械貸与仕様書

様式－8

<p>建設機械の修理整備等に関する協議書</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>					
委託業務名					
協 議 事 項	機 械 名		機 械 番 号		
	故障発生日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃			
	故障発生場所	地内			
	アワメータ の 読 み	故障発生時	h	貸与開始時	h
<p style="text-align: center;">甲が 甲が負担</p> <p style="text-align: center;">上記の修理・整備は 乙が行う。 費用は 乙が負担 する。</p> <p style="text-align: center;">別途 別途協議</p> <p style="text-align: center;">修理工場は、「 」とする。</p>					
摘 要					
上記事項について協議します。		事務所長	印	現場代理人	印
令和 年 月 日		監督職員	印	主任技術者	印

(A4版)

建設機械貸与仕様書

様式－9

建設機械の修理整備等に関する報告書							
			令和 年 月 日				
委託業務名							
報 告 事 項			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">現場代理人</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">印</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">主任技術者</td> <td style="padding: 5px;">印</td> </tr> </table>	現場代理人	印	主任技術者	印
現場代理人	印						
主任技術者	印						
上記事項について報告します。							
上記事項について確認しました。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">事務所長</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">印</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">監督職員</td> <td style="padding: 5px;">印</td> </tr> </table>	事務所長	印	監督職員	印	
事務所長	印						
監督職員	印						
令和 年 月 日							

(A4版)

建設機械貸与仕様書

様式－１０

建設機械に関する指示書			
			令和 年 月 日
委託業務名			
指 示 事 項			
		事務所長	印
		監督職員	印
上記事項について指示します。			
上記指示事項について了解しました。		現場代理人	印
令和 年 月 日		主任技術者	印

(A4版)

管理番号：  
工事番号：令和 1年度長契県道環08101-C01号

## 工事数量総括表(道路管理)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
道路維持		式		1		
巡視・巡回工		式		1		
道路巡回工		式		1		
通常巡回(昼間)		回		104		
通常巡回(夜間)		回		12		
異常時巡回(昼間)		回		5		
異常時巡回(夜間)		回		5		
舗装工		式		1		
舗装打換え工		式		1		
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装厚:130mm	式		1		
舗装版破砕	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:13cm	m2		300		

- 1 -

宮城県

管理番号：  
工事番号：令和 1年度長契県道環08101-C01号

## 工事数量総括表(道路管理)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
殻運搬	殻種別:舗装版破砕	m3		39		
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3		39		
上層路盤	路盤材種別:再生瀝青安定処理材(40), 仕上り厚:80mm	m2		300		
表層	材料種別:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:密粒As改質II型(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m以上3.0	m2		300		
アスファルト舗装補修工		式		1		
パッチング	材料種別:再生密粒度As(20F)	t		25.0		
パッチング	材料種別:常温合材(全天候型)	t		9.0		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
溶融式区画線	白・実線・W=15cm・t=1.0mm	m		300		
道路清掃工		式		1		

- 2 -

宮城県



管理番号：  
 工事番号：令和 1年度長契県道環08101-C01号

## 工事数量総括表(道路管理)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
路面清掃工		式		1		
路面清掃(路肩部・人力)	作業形態:人力,塵埃量:多い	km		20		
路面清掃(歩道・人力)	作業形態:人力,塵埃量:歩道 多い	m2		3,000		
排水施設清掃工		式		1		
側溝清掃(人力)	作業形態:人力,側溝蓋規格:無蓋	m		1,000		
側溝清掃(人力)	作業形態:人力,側溝蓋規格:有蓋 コブ蓋	m		1,000		
除草工		式		1		
道路除草工		式		1		
除草	作業形態:機械除草(肩掛式)	m2		120,000		
集草		m2		50,000		
積込運搬		m2		50,000		

- 3 -

宮城県

管理番号：  
 工事番号：令和 1年度長契県道環08101-C01号

## 工事数量総括表(道路管理)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
刈草処分		t		21		
応急処理工		式		1		
応急処理作業工		式		1		
雑作業工		式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設		式		1		
共通仮設費(率計上)		式		1		
純工事費		式		1		

- 4 -

宮城県

管理番号：  
 工事番号：令和 1年度長契県道環08101-C01号

## 工事数量総括表(道路管理)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			
消費税額及び地方消費税額		式		1			
工事費計		式		1			

管理番号：  
 工事番号：令和 1年度長契県道環08101-C01号

## 工事数量総括表(除融雪業務)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
雪寒		式		1			
除雪工		式		1			
一般除雪工 国道		式		1			
除雪グレーダ 夜間C 20:00～5:00	貸与：ブレード幅3.1m	時間		1			
除雪グレーダ 夜間C 20:00～5:00	借上：ブレード幅3.1m	時間		1			
一般除雪工 県道		式		1			
除雪グレーダ 昼間A 8:00～17:00	貸与：ブレード幅3.1m	時間		5			
除雪グレーダ 昼間B 17:00～20:00	貸与：ブレード幅3.1m	時間		2			
除雪グレーダ 夜間C 20:00～5:00	貸与：ブレード幅3.1m	時間		6			
除雪グレーダ 夜間D 5:00～8:00	貸与：ブレード幅3.1m	時間		2			
除雪グレーダ 昼間A 8:00～17:00	借上：ブレード幅3.1m	時間		4			

## 工事数量総括表(除融雪業務)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
除雪グレーダ 昼間B 17:00~20:00	借上：ブレード幅3.1m	時間		1		
除雪グレーダ 夜間C 20:00~5:00	借上：ブレード幅3.1m	時間		3		
除雪グレーダ 夜間D 5:00~8:00	借上：ブレード幅3.1m	時間		1		
除雪トラック 昼間A 8:00~17:00	借上：4t	時間		1		
除雪トラック 夜間C 20:00~5:00	借上：4t	時間		3		
除雪トラック 夜間D 5:00~8:00	借上：4t	時間		2		
除雪ドーザ 昼間A 8:00~17:00	借上：1.2m3	時間		3		
除雪ドーザ 夜間C 20:00~5:00	借上：1.2m3	時間		3		
除雪ドーザ 夜間D 5:00~8:00	借上：1.2m3	時間		2		
凍結防止工 国道		式		1		
凍結防止剤散布工 昼間A 8:00~17:00	貸与：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		1		

## 工事数量総括表(除融雪業務)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
凍結防止剤散布工 昼間B 17:00~20:00	貸与：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		2		
凍結防止剤散布工 夜間C 20:00~5:00	貸与：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		3		
凍結防止剤散布工 夜間D 5:00~8:00	貸与：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		2		
凍結防止剤散布工 昼間A 8:00~17:00	借上：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		1		
凍結防止剤散布工 昼間B 17:00~20:00	借上：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		2		
凍結防止剤散布工 夜間C 20:00~5:00	借上：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		8		
凍結防止剤散布工 夜間D 5:00~8:00	借上：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		4		
凍結防止剤(粒状)	粒状塩化ナトリウム(標準)	t		17		
凍結防止剤積込		t		17		
凍結防止工 県道		式		1		
凍結防止剤散布工 昼間A 8:00~17:00	貸与：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		1		

## 工事数量総括表(除融雪業務)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
凍結防止剤散布工 昼間B 17:00~20:00	貸与：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		1		
凍結防止剤散布工 夜間C 20:00~5:00	貸与：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		9		
凍結防止剤散布工 夜間D 5:00~8:00	貸与：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		29		
凍結防止剤散布工 昼間A 8:00~17:00	借上：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		6		
凍結防止剤散布工 昼間B 17:00~20:00	借上：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		5		
凍結防止剤散布工 夜間C 20:00~5:00	借上：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		11		
凍結防止剤散布工 夜間D 5:00~8:00	借上：自動散布装置2.0m3 借上： 散布装置積込用トラック4t	時間		89		
凍結防止剤散布工 昼間A 8:00~17:00	借上：自動散布装置1.0m3 借上： 散布装置積込用トラック2t	時間		1		
凍結防止剤散布工 昼間B 17:00~20:00	借上：自動散布装置1.0m3 借上： 散布装置積込用トラック2t	時間		1		
凍結防止剤散布工 夜間C 20:00~5:00	借上：自動散布装置1.0m3 借上： 散布装置積込用トラック2t	時間		15		
凍結防止剤散布工 夜間D 5:00~8:00	借上：自動散布装置1.0m3 借上： 散布装置積込用トラック2t	時間		13		

## 工事数量総括表(除融雪業務)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
凍結防止剤(粒状)	粒状塩化ナトリウム(標準)	t		95		
凍結防止剤(粒状)	粒状塩化ナトリウム(3mm)	t		15		
凍結防止剤積込		t		110		
雪道巡回工		式		1		
雪道巡回 昼間A 8:00~17:00	ライトバン1.5L、巡回距離95km以下	時間		30		
雪道巡回 昼間B 17:00~20:00	ライトバン1.5L、巡回距離95km以下	時間		13		
雪道巡回 夜間C 20:00~5:00	ライトバン1.5L、巡回距離95km以下	時間		223		
雪道巡回 夜間D 5:00~8:00	ライトバン1.5L、巡回距離95km以下	時間		3		
機械管理費(稼働日分)		式		1		
除雪ゲレータ	貸与：ブレード幅3.1m	台日		4		
凍結防止剤散布装置	貸与：自動散布装置2.0m3	台日		25		

管理番号：  
 工事番号：令和 1年度長契県道環08101-C01号

## 工事数量総括表(除融雪業務)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
機械管理費(不稼働日分)		式		1		
除雪グレーダ	貸与：ブレード幅3.1m	台日		86		
凍結防止剤散布装置	貸与：自動散布装置2.0m3	台日		65		
拘束費 稼働日分		式		1		
除雪ドーザ	借上：1.2m3	台日		1		
除雪トラック	借上：4t	台日		8		
除雪グレーダ	借上：ブレード幅3.1m	台日		4		
凍結防止剤散布装置	借上：自動散布装置1.0m3	台日		15		
凍結防止剤散布装置	借上：自動散布装置2.0m3	台日		72		
散布装置積込用トラック	借上：4t	台日		97		
散布装置積込用トラック	借上：2t	台日		15		

管理番号：  
 工事番号：令和 1年度長契県道環08101-C01号

## 工事数量総括表(除融雪業務)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
拘束費 不稼働日分		式		1		
除雪ドーザ	借上：1.2m3	台日		89		
除雪トラック	借上：4t	台日		82		
除雪グレーダ	借上：ブレード幅3.1m	台日		86		
凍結防止剤散布装置	借上：自動散布装置1.0m3	台日		75		
凍結防止剤散布装置	借上：自動散布装置2.0m3	台日		198		
散布装置積込用トラック	借上：4t	台日		263		
散布装置積込用トラック	借上：2t	台日		75		
待機費		式		1		
除雪トラック 夜間C 20:00～5:00	オペレーター等	時間		1		
除雪トラック 夜間D 5:00～8:00	オペレーター等	時間		1		

管理番号：  
 工事番号：令和 1年度長契県道環08101-C01号

## 工事数量総括表(除融雪業務)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
除雪トレー 夜間C 20:00～5:00	オペレーター等	時間		1		
除雪トレー 夜間D 5:00～8:00	オペレーター等	時間		1		
除雪グレーダ 夜間C 20:00～5:00	オペレーター等	時間		1		
除雪グレーダ 夜間D 5:00～8:00	オペレーター等	時間		1		
凍結防止剤散布装置 夜間C 20:00～5:00	オペレーター等	時間		8		
凍結防止剤散布装置 夜間D 5:00～8:00	オペレーター等	時間		3		
世話役(連絡員) 夜間C 20:00～5:00		時間		8		
世話役(連絡員) 夜間D 5:00～8:00		時間		3		
処分費		式		1		
空袋処分費		t		1.3		
無償貸付評価額		式		1		

管理番号：  
 工事番号：令和 1年度長契県道環08101-C01号

## 工事数量総括表(除融雪業務)

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
無償貸付評価額		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設		式		1		
共通仮設費(率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税額及び地方消費税額		式		1		
工事費計		式		1		

## 工事数量総括表(除融雪業務 (港湾) )

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
雪寒		式		1			
除雪工		式		1			
一般除雪工 港湾		式		1			
除雪トラック 昼間A 8:00~17:00	借上: 4t	時間		1			
除雪トラック 昼間B 17:00~20:00	借上: 4t	時間		1			
除雪トラック 夜間C 20:00~5:00	借上: 4t	時間		1			
除雪トラック 夜間D 5:00~8:00	借上: 4t	時間		1			
凍結防止工 港湾		式		1			
凍結防止剤散布工 昼間A 8:00~17:00	借上: 自動散布装置2.0m3 借上: 散布装置積込用トラック4t	時間		1			
凍結防止剤散布工 昼間B 17:00~20:00	借上: 自動散布装置2.0m3 借上: 散布装置積込用トラック4t	時間		1			
凍結防止剤散布工 夜間C 20:00~5:00	借上: 自動散布装置2.0m3 借上: 散布装置積込用トラック4t	時間		1			

## 工事数量総括表(除融雪業務 (港湾) )

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
凍結防止剤散布工 夜間D 5:00~8:00	借上: 自動散布装置2.0m3 借上: 散布装置積込用トラック4t	時間		3			
凍結防止剤 (粒状)	粒状塩化ナトリウム (標準)	t		2			
凍結防止剤積込		t		2			
直接工事費		式		1			
共通仮設		式		1			
共通仮設費 (率計上)		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			

## 工事数量総括表(除融雪業務 (港湾) )

工事名	気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託			事業区分 工事区分	道路維持・修繕 雪寒	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
消費税額及び地方消費税額		式		1		
工事費計		式		1		



令和元年度長契県道環08101-C01号

気仙沼市道路管理及び除融雪業務委託

委託数量

(参考)



雑作業数量【実施設計】参考値 気仙沼市

工種	種別	細別	労務費					機械経費			材料費				備考
			一般世話役 (人)	特殊運転手 (人)	一般運転手 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	振動ローラ ハンドガイド 0.5~0.6t (日)	バックホウ 山積0.28m3 (日)	ダンプトラック 2t積級 (日)	再生密粒度 As20F (t)	乳剤 タックコート (L)	道路用 側溝蓋 1種 300用 (枚)	再生砕石 RC-40 (m3)	
応急処理工															
	雑作業														
		舗装工	22	22	22	22	22	22	0	22	3	120	0	0	
		交通安全施設工	12	12	12	12	12	0	12	12	0	0	0	0	
		排水施設工	12	12	12	12	12	0	12	12	0	0	12	0	
		その他雑工	24	24	24	24	24	0	24	24	0	0	0	115	
合計			70	70	70	70	70	22	48	70	3	120	12	115	

※機械経費は燃料費を含む

## 数量総括表(除融雪)

費目/工種/費目/細別	規格	単位	数量	備考
除雪工				
一般除雪工(国道)				
除雪グレーダ	昼間A 8:00~17:00 貸与 ブレード幅3.1m	時間	0	
除雪グレーダ	昼間B 17:00~20:00 貸与 ブレード幅3.1m	時間	0	
除雪グレーダ	夜間C 20:00~5:00 貸与 ブレード幅3.1m	時間	1	
除雪グレーダ	夜間D 5:00~8:00 貸与 ブレード幅3.1m	時間	0	
除雪グレーダ	昼間A 8:00~17:00 借上 ブレード幅3.1m	時間	0	
除雪グレーダ	昼間B 17:00~20:00 借上 ブレード幅3.1m	時間	0	
除雪グレーダ	夜間C 20:00~5:00 借上 ブレード幅3.1m	時間	1	
除雪グレーダ	夜間D 5:00~8:00 借上 ブレード幅3.1m	時間	0	
一般除雪工(県道)				
除雪グレーダ	昼間A 8:00~17:00 貸与 ブレード幅3.1m	時間	5	
除雪グレーダ	昼間B 17:00~20:00 貸与 ブレード幅3.1m	時間	2	
除雪グレーダ	夜間C 20:00~5:00 貸与 ブレード幅3.1m	時間	6	
除雪グレーダ	夜間D 5:00~8:00 貸与 ブレード幅3.1m	時間	2	
除雪グレーダ	昼間A 8:00~17:00 借上 ブレード幅3.1m	時間	4	
除雪グレーダ	昼間B 17:00~20:00 借上 ブレード幅3.1m	時間	1	
除雪グレーダ	夜間C 20:00~5:00 借上 ブレード幅3.1m	時間	3	
除雪グレーダ	夜間D 5:00~8:00 借上 ブレード幅3.1m	時間	1	
一般除雪工(県道)				
除雪トラック	昼間A 8:00~17:00 借上 4t	時間	1	
除雪トラック	昼間B 17:00~20:00 借上 4t	時間	0	
除雪トラック	夜間C 20:00~5:00 借上 4t	時間	3	
除雪トラック	夜間D 5:00~8:00 借上 4t	時間	2	
一般除雪工(県道)				
除雪ドーザ	昼間A 8:00~17:00 借上 1.2m3	時間	3	
除雪ドーザ	昼間B 17:00~20:00 借上 1.2m3	時間	0	
除雪ドーザ	夜間C 20:00~5:00 借上 1.2m3	時間	3	
除雪ドーザ	夜間D 5:00~8:00 借上 1.2m3	時間	2	
一般除雪工(臨港道路(港湾))				
除雪トラック	昼間A 8:00~17:00 借上 4t	時間	1	
除雪トラック	昼間B 17:00~20:00 借上 4t	時間	1	
除雪トラック	夜間C 20:00~5:00 借上 4t	時間	1	
除雪トラック	夜間D 5:00~8:00 借上 4t	時間	1	
凍結防止工(国道)				
凍結防止剤散布	昼間A 8:00~17:00 貸与 自動散布装置2.0m3	時間	1	
凍結防止剤散布	昼間B 17:00~20:00 貸与 自動散布装置2.0m3	時間	2	
凍結防止剤散布	夜間C 20:00~5:00 貸与 自動散布装置2.0m3	時間	3	
凍結防止剤散布	夜間D 5:00~8:00 貸与 自動散布装置2.0m3	時間	2	

凍結防止剤散布	昼間A 8:00~17:00 借上 自動散布装置2.0m3	時間	1	
凍結防止剤散布	昼間B 17:00~20:00 借上 自動散布装置2.0m3	時間	2	
凍結防止剤散布	夜間C 20:00~5:00 借上 自動散布装置2.0m3	時間	8	
凍結防止剤散布	夜間D 5:00~8:00 借上 自動散布装置2.0m3	時間	4	
凍結防止剤(粒状)	支給品 塩化ナトリウム標準	t	17	
凍結防止剤積込		t	17	
凍結防止工(県道)				
凍結防止剤散布	昼間A 8:00~17:00 貸与 自動散布装置2.0m3	時間	1	
凍結防止剤散布	昼間B 17:00~20:00 貸与 自動散布装置2.0m3	時間	1	
凍結防止剤散布	夜間C 20:00~5:00 貸与 自動散布装置2.0m3	時間	9	
凍結防止剤散布	夜間D 5:00~8:00 貸与 自動散布装置2.0m3	時間	29	
凍結防止剤散布	昼間A 8:00~17:00 借上 自動散布装置2.0m3	時間	6	
凍結防止剤散布	昼間B 17:00~20:00 借上 自動散布装置2.0m3	時間	5	
凍結防止剤散布	夜間C 20:00~5:00 借上 自動散布装置2.0m3	時間	11	
凍結防止剤散布	夜間D 5:00~8:00 借上 自動散布装置2.0m3	時間	89	
凍結防止剤散布	昼間A 8:00~17:00 借上 自動散布装置1.0m3	時間	1	
凍結防止剤散布	昼間B 17:00~20:00 借上 自動散布装置1.0m3	時間	1	
凍結防止剤散布	夜間C 20:00~5:00 借上 自動散布装置1.0m3	時間	15	
凍結防止剤散布	夜間D 5:00~8:00 借上 自動散布装置1.0m3	時間	13	
凍結防止剤(粒状)	支給品 塩化ナトリウム標準	t	95	
凍結防止剤積込		t	95	
凍結防止剤(粒状)	支給品 塩化ナトリウム3mm	t	15	
凍結防止剤積込		t	15	
凍結防止工(臨港道路(港湾))				
凍結防止剤散布	昼間A 8:00~17:00 借上 自動散布装置2.0m3	時間	1	
凍結防止剤散布	昼間B 17:00~20:00 借上 自動散布装置2.0m3	時間	1	
凍結防止剤散布	夜間C 20:00~5:00 借上 自動散布装置2.0m3	時間	1	
凍結防止剤散布	夜間D 5:00~8:00 借上 自動散布装置2.0m3	時間	3	
凍結防止剤(粒状)	支給品 塩化ナトリウム標準	t	2	
凍結防止剤積込		t	2	
雪道巡回工				
雪道通常巡回	昼間A 8:00~17:00	時間	30	
雪道通常巡回	昼間B 17:00~20:00	時間	13	
雪道通常巡回	夜間C 20:00~5:00	時間	223	
雪道通常巡回	夜間D 5:00~8:00	時間	3	
機械管理費(稼働日分)				
除雪グレーダ	貸与 ブレード幅3.1m	台・日	4	
凍結防止剤散布装置	貸与 自動散布装置2.0m3	台・日	25	
機械管理費(不稼働日分)				
除雪グレーダ	貸与 ブレード幅3.1m	台・日	86	
凍結防止剤散布装置	貸与 自動散布装置2.0m3	台・日	65	

拘束費(稼働日分・供用日あたり損料)				
除雪ドーザ	借上 1.2m3	台・日	1	
除雪トラック	借上 4t	台・日	8	
除雪グレーダ	借上 ブレード幅3.1m	台・日	4	
凍結防止剤散布装置	借上 自動散布装置1.0m3	台・日	15	
凍結防止剤散布装置	借上 自動散布装置2.0m3	台・日	72	
散布装置積込用トラック	借上 4t	台・日	97	
散布装置積込用トラック	借上 2t	台・日	15	
拘束費(不稼働日分・供用日あたり損料)				
除雪ドーザ	借上 1.2m3	台・日	89	
除雪トラック	借上 4t	台・日	82	
除雪グレーダ	借上 ブレード幅3.1m	台・日	86	
凍結防止剤散布装置	借上 自動散布装置1.0m3	台・日	75	
凍結防止剤散布装置	借上 自動散布装置2.0m3	台・日	198	
散布装置積込用トラック	借上 4t	台・日	263	
散布装置積込用トラック	借上 2t	台・日	75	
待機費				
除雪トラック	夜間C 20:00~5:00 オペレーター等	時間	1	
除雪トラック	夜間D 5:00~8:00 オペレーター等	時間	1	
除雪ドーザ	夜間C 20:00~5:00 オペレーター等	時間	1	
除雪ドーザ	夜間D 5:00~8:00 オペレーター等	時間	1	
除雪グレーダ	夜間C 20:00~5:00 オペレーター等	時間	1	
除雪グレーダ	夜間D 5:00~8:00 オペレーター等	時間	1	
凍結防止剤散布装置	夜間C 20:00~5:00 オペレーター等	時間	8	
凍結防止剤散布装置	夜間D 5:00~8:00 オペレーター等	時間	3	
世話役	夜間C 20:00~5:00 連絡員	時間	8	
世話役	夜間D 5:00~8:00 連絡員	時間	3	
処分費				
空袋処分		t	1.3	